第２章　不適正処分および県の対応の経過
（処分場の設置から旧ＲＤ社の破産手続開始まで）

第２章については、平成 20 年度（2008 年）２月にＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会（以下「検証委員会」という。）から知事に提出された報告書に記載された事実の経過とそれに対する同委員会からの評価をもとに記述しています。なお、事実の概要についてはアーカイブを作成する段階で加筆修正を行っていますが、検証委員会の評価については報告書の原文を引用しています。（本委員会の詳細については第２部第６章に記載しています。）

１　処分場の設置届出から硫化水素ガス発生前まで（昭和 54 年（1979 年）11 月 12 日～平成 11 年（1999 年）10 月 10 日）

(1) 処分場の設置許可（昭和 54 年（1979 年）～昭和 57 年（1982 年）７月 13 日）

旧ＲＤ社元代表取締役（個人）は、昭和 54 年（1979 年）11 月に処分場（面積 9,781 ㎡、容量 60,242 ㎥）の設置届出を行い、県は、翌年３月にこれを受理した。また、佐野産業株式会社の設立に伴い、昭和 57 年（1982 年）６月に法人としての産業廃棄物処理施設（最終処分場：面積 9,781 ㎡、容量 30,712 ㎥）の設置届出および個人としての産業廃棄物処理施設の廃止届出を行い、県は同年７月これを受理した。

産業廃棄物処理業については、昭和 54 年 11 月に個人としての産業廃棄物処理業（最終処分）の許可申請を行い、県は同年 12 月これを許可した。また、佐野産業株式会社の設立に伴い、昭和 57 年６月に産業廃棄物処理業（収集運搬・最終処分）の許可申請および個人としての産業廃棄物処理業の廃止届出を行い、県は同年７月に産業廃棄物処理業（収集運搬・最終処分）の許可を行い、個人としての産業廃棄物処理業の廃止届を受理した。なお、最終処分の許可品目は、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、ガラスくずおよび陶磁器くず、ゴムくず、廃プラスチック類の４品目である。

【検証委員会の評価】

当時の廃棄物処理法では、安定型産業廃棄物最終処分場については面積が 3,000 ㎡を超えるものについて、事前の届出を義務づけていた。県は、届出のあった最終処分場の設置計画が総理府令・厚生省令で定める技術上の基準に適合していないと認める場合は、計画の変更を命ずることができたが、本件届出は、技術上の基準に適合しているものとして受理されている。

産業廃棄物処理業については許可制となっており、許可基準に適合していれば許可しなければならないいわゆる羈束(きそく)裁量とされていたが、本件許可申請は、廃棄物処理法に規定する欠格要件に該当せず、事業の用に供する施設および申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準を満たしているものとしてこれを許可している。また、地元自治会より同意書を取得していた。

以上の県の対応には、特段問題となるような点はなかったと考えられる。

(2) 処分場の拡張（昭和 54 年（1979 年）～）

旧ＲＤ社は、前記のとおり昭和 54 年（1979 年）に処分場の設置を届け出て以降、平成 10 年（1998 年）の産業廃棄物処理業（最終処分）の廃止までの間に、次のとおり処分場を拡張した。

ア　昭和 60 年（1985 年）５月 14 日処分場の変更届出（面積：23,386 ㎡、容量：183,150 ㎥）

イ　平成６年（1994 年）９月 29 日第２処分場の設置許可（面積：8,652 ㎡、容量：59,550 ㎥）

また、処分場における旧ＲＤ社の産業廃棄物の処理状況を把握するものとして、平成２年（1990年）から平成12 年（2000 年）までの間については、旧ＲＤ社から県に提出された産業廃棄物処理実績報告の記録が残っている。

【検証委員会の評価】

昭和 54 年からの処分場の設置、変更に係る届出・許可の際の許可容量については、特段問題となるべき点は見あたらない。（平成６年の第２処分場の設置許可については後記(5)を参照）なお、平成３年の廃棄物処理法の改正により、新たに産業廃棄物処理施設の使用前検査制度が設けられ、第２処分場については使用前検査を行っている。

処分場の残余容量の把握については、平成 16 年 10 月に一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める政令（昭和 52 年総理府・厚生省令第１号）が改正されるまでは、処分場の設置者の義務ではなく、現存する書類からは県も RD 社に対する指導監督上、処分場の残余容量を積極的に把握しようとしていた形跡は見受けられない。また、産業廃棄物処理業の更新許可の際においても、RD 社が申告していた処分場の残余容量をそのまま受け入れていたようである。

RD 社が提出した産業廃棄物処理実績報告書に記載されている産業廃棄物処理施設（埋立施設）の年間処理量は実埋立量ではないと思われるが、年間処理量に減容率を乗じたものを埋立量とするとしても、減容率の算出基準は一定ではなく、正確な埋立量を把握することは困難であったのかもしれない。しかし、一方で許可容量に比して年間処理量がやや多いのではないかという見方もできると思われる。

しかし、県は提出された産業廃棄物処理実績報告書について、内容を精査せず漫然と受理し、当該年度における処分場の残余容量の推計も行っていなかったようである。

なお、平成 19 年に県が行った追加調査の結果、処分場底面が当初計画から平均約５ｍ掘削されており、産業廃棄物の推定埋立容量は、許可容量の約 1.8 倍の約 72 万㎥であることが判明しているが、一般的に、最終処分場については、産業廃棄物の受入量が増加することは、すなわち売り上げの拡大につながることから、産業廃棄物処理業者は容量超過をしても処分量を増やしたいという意識が働きがちであるといわれる。したがって、RD 社を指導監督する立場の県としては、産業廃棄物処理実績報告書の精査や、立入検査により把握できるその時々における処分場の現況、航空写真等の情報等を総合して超過埋立ての兆候がないか監視をすべきであり、その点においては県の一連の対応は不十分であった。

(3) 同一場所での最終処分、中間処理、収集運搬の許可の保有（昭和 61 年（1986 年）～）

旧ＲＤ社は、昭和 55 年（1980 年）３月の最終処分場設置を皮切りに、昭和 57 年（1966 年）7 月に産業廃棄物処理業（収集運搬・最終処分）の許可を取得した後、昭和 59 年（1984 年）10 月に中間処理（破砕）、昭和 61 年（1986 年）12 月に中間処理（焼却）の許可を取得し、以降、４品目（コンクリートの破片、ガラスくずおよび陶磁器くず、ゴムくず、廃プラスチック類）以外の許可品目を拡大しながら、処分場と同一の場所で中間処理（破砕・焼却）を行う体制が続くことになった。

【検証委員会の評価】

本件処分場は安定型処分場であり、埋立処分できる許可品目は前記のとおり、工作物の除去

に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、ガラスくずおよび陶磁器くず、ゴムくず、廃プラスチック類の４品目である。しかし、同一の場所で、最終処分の許可品目以外の中間処理が行われると、本来安定４品目しか埋め立てられない最終処分場に許可品目以外の産業廃棄物が不適正処分される可能性は、作業中に紛れてしまったり、中間処理のため搬入した産業廃棄物の中間処理を行わず、違法に最終処分場に埋め立ててコストを浮かせるということも容易に想定されることから、その場所で最終処分のみしか行わない場合に比べて高くなると思われる。

同一の場所で最終処分と中間処理を行うことは、廃棄物処理法上は違法なものではなく、これらの許可をしたことは不適切とはいえないが、前記のような可能性を考慮した上で RD 社に対する指導監督を行ってきたのかという点については、疑問を持たざるを得ない。

(4) 許可区域外での掘削・埋立て（平成３年（1991 年）～平成４年（1992 年））

平成３年（1991 年）９月、県工業技術センターから、同センターと旧ＲＤ社の間の土地で掘削が行われているとの連絡があり、旧ＲＤ社に確認すると信楽焼の陶土を採取していると回答があった。

同年 11 月、地元住民から先の掘削地で廃棄物を埋め立てているとの通報があった。旧ＲＤ社に確認すると、当該掘削地は許可区域内であると主張したが、計画図面より許可区域外であることが判明し、県は行為の中止を指導した。

同年 12 月、地元住民より、先の掘削地とは別の場所で掘削が行われているとの通報があり、県が立入りを行うと、北尾団地側に深さ約 15mの規模で掘削工事が進められていることを確認した。旧ＲＤ社は「許可区域内における延長工事の一環であり、仮に一部が許可区域外にかかっていたとしても、産業廃棄物処理施設の軽微変更（処理能力の 10%以内の変更）に当たり、変更届出も不要である」と主張し、これに対して県は正式に測量を実施して図面を作成し、提出するよう指導した。その後、地元住民からの通報により２度にわたり、当該掘削地において廃棄物が埋め立てられている事実を確認し、中止するよう指導を行った。また、同年 12 月に行った立入調査では、明らかに許可区域外と思われる部分に廃棄物を投棄していることや、廃プラスチックや廃溶剤が野積みされていることを確認した。

その後、測量の結果から、当該掘削地は全て許可区域外であることが判明し、県は旧ＲＤ社との協議の中で廃棄物の撤去と良質土での埋戻しを指導し、併せて文書指導も行うこととした。しかし、平成４年（1992 年）１月には、地元住民より再度旧ＲＤ社が残土と称して廃プラスチックを混在して埋め戻しているとの通報があった。

県は、同年２月に旧ＲＤ社に対し文書指導を行い、４項目の改善を指導した。これに対して、旧ＲＤ社から是正計画書が提出され、県はこれを受理し、旧ＲＤ社に通知した。

なお、この通知において、県は是正完了後の完了報告書の提出と県による完了検査の受検を指導しているが、現存する書類からは、完了報告書の提出および完了検査の実施の有無については不明である。




平成３年（1991 年）12 月６日　県による立入検査時の旧処分場

【検証委員会の評価】

当時は、産業廃棄物最終処分場のような産業廃棄物処理施設の設置は届出制であり、処分場の規模の変更についても届出が必要であったが、変更の届出をしなかった者に対して発動できる行政処分はなかったが、産業廃棄物処理業者が廃棄物処理法違反の行為をしたときは、同法第 14 条第８項において準用する同法第７条第 11 項の規定に基づき、事業停止命令を行うことが可能であり、また、本件事案においては、当初 RD 社は県の廃棄物の埋立ての中止を求めた口頭での指導に従っていないことも含め、行政処分も視野に入れた対応を検討すべきであったのではないか。

また、この時期において、RD 社の違法行為に対して厳格な措置をとらず、また、区域外埋立てに対して廃棄物の撤去の確認のため、掘削を指導するなどの対応を行わなかったことが、後に許可容量を大きく超える埋立てを許した遠因になったとも考えられる。

(5) 第２処分場の設置許可等（平成６年（1994 年）９月 29 日）

旧ＲＤ社は、従来の処分場に隣接して新たな処分場（第２処分場）を設置することを計画し、平成５年（1993 年）９月３日付けで産業廃棄物処理施設設置許可事前審査願および産業廃棄物処理業変更届を草津保健所に提出し、同所は当該書類を同年９月９日付けで県庁環境整備課に進達し、同課は同月 10 日付けでこれを収受した。

県は、申請書類の内容を事前審査の上、平成６年（1994 年）９月８日付けで産業廃棄物処理施設設置許可申請書を正式に受付し、本件許可申請が廃棄物処理法第 15 条第２項各号に規定する許可の基準に適合しているものとして、同年９月 29 日付けで設置を許可するとともに、同日付けで産業廃棄物処理業変更届を受理した。

その後、平成７年（1995 年）４月 21 日付けで旧ＲＤ社から産業廃棄物処理施設使用前検査申請書が提出され、同月 27 日に県は廃棄物処理法第 15 条第３項の規定による使用前検査を実施し、検査の結果、同法第 15 条第２項第１号の技術上の基準に適合しているとして、同日付けで産業廃棄物処理施設使用前検査結果通知書を草津保健所経由で旧ＲＤ社に交付した。

【検証委員会の評価】

平成３年の廃棄物処理法の改正に伴い、平成４年７月から産業廃棄物処理施設の設置について

は、届出制から許可制に規制が強化されている。その許可基準は、総理府令・厚生省令で定める技術上の基準に適合していることおよび災害防止のための計画が定められていることである。

本件許可手続の過程においては、後記の平成５年頃からの産業廃棄物の不適正保管が継続しており、また、許可直前の平成６年９月には、RD 社が昭和 60 年頃から産業廃棄物の収集運搬に関し、収集運搬業の許可を持たない業務委託先の車両を自社の収集運搬車両として、当該業務委託先の従業員を自社従業員として収集運搬業の許可を受け、廃棄物処理法に違反する再委託を行っていたことが判明している。

県は、当初、この違法な再委託の状況が是正されるまでは、第２処分場の設置許可申請の正式受付を見送る方針であったようであるが、是正に約４ヶ月と時間を要すること等から RD 社が県に対して要請していたとおり、是正の確約書の提出をもって第２処分場の許可申請を受付し、許可することに方針転換をしている。なお、確約書に係る是正の完了を県が確認したかどうかは、現存する書類からは不明である。

当時の産業廃棄物処理施設の設置の許可基準には、平成 12 年に廃棄物処理法の改正がなされるまでは、産業廃棄物処理業の許可基準のいわゆる「おそれ条項」のような産業廃棄物処理施設の設置者の適格性を審査する許可基準は存在せず、また、産業廃棄物処理施設の設置許可は許可基準に適合している場合は、必ず許可しなければならないいわゆる羈束裁量であると考えられていたことから、前記の RD 社の違反行為や、過去の廃棄物処理法違反の経緯を理由として、第２処分場の設置を不許可とすることは難しいと考えられ、設置を許可したことはやむを得なかったと思われる。

また、収集運搬業の再委託については、昭和 60 年頃から長期にわたっていたことを勘案し、業務停止命令を別途検討するべきであった。

(6) 旧ＲＤ社から発生したばい煙・ばいじん（平成６年（1994 年）～平成７年（1995 年））

平成６年（1994 年）頃から平成７年（1995 年）頃にかけて、旧ＲＤ社の焼却施設から発生したばい煙、ばい塵に対して住民からの苦情が頻発した。

ア　平成６年７月 13 日、地元住民より旧ＲＤ社の焼却施設から黒煙が出ているとの苦情があり、県は同日旧ＲＤ社に立入りを行い、指導を行うとともに顛末書の提出を求めた。同年９月 27 日に旧ＲＤ社から顛末書が提出された。

イ　平成６年 10 月 17 日、県工業技術センターより、悪臭とばい塵の飛散が多いとの連絡があった。県は同月 19 日に旧ＲＤ社に立ち入り、焼却施設の更新を含め、焼却物が完全燃焼するような対策を講じ、報告するよう指導した。同年 11 月９日、旧ＲＤ社から報告があった。

ウ　平成７年５月 10 日、地元住民より、ばい塵飛散の苦情があり、県は同日苦情主の元へ出向き、現場確認を行うとともに、原因と思われる旧ＲＤ社に立入りを行った。旧ＲＤ社によると「特に焼却施設に異常はない」とのことであったが、調査の上、原因があれば対策を報告するよう指導した。同月 19 日、旧ＲＤ社から原因と改善策についての報告書が提出された。

エ　平成７年６月５日、地元住民から、ばい塵飛散の再苦情があり、県は同日苦情主の元へ出向き現場確認を行った結果、ばい塵ではなく焼却灰の飛散である可能性が判明した。その後、旧ＲＤ社に立入りを行い焼却灰の飛散した原因を調査し、その結果を報告するよう指導した。同月 19 日、旧ＲＤ社から報告書が提出された。

オ　平成７年７月 14 日、地元住民から、ばい塵飛散の苦情があり、県は同日、現場確認を行うとともに、旧ＲＤ社に立入りを行い、焼却施設等全体の徹底的な見直しや報告書の提出等を指導した。同年９月 13 日、旧ＲＤ社から報告書が提出された。

【検証委員会の評価】

ばい煙・ばい塵に対する苦情に対しては、県は、苦情の都度、現地確認および RD 社に対する立入りを行い、原因の究明と改善策の実施を指導するなど、個別的には対応を行っているが、短期間に繰り返し苦情が発生したことを重視し、廃棄物処理法第 18 条の規定に基づく報告の徴収等により、産業廃棄物処理施設の技術上の基準、維持管理基準および産業廃棄物処理基準違反についても検討し、必要であれば、改善命令等の行政処分を発動するなど、より積極的に法に基づく監督権限の行使を検討すべきであった。

また、ばい煙・ばい塵の事案に限らず、苦情に対する対応に際し、その原因を積極的に究明しようとする姿勢が県には欠けていたように思われるが、積極的な原因究明を行うことが、別の違法行為の早期発見に繋がることもあり、結果として問題の早期是正につながるという姿勢で対応すべきであったのではないか。

【コラム】ばい煙・ばいじんによる近隣住民への被害

平成６年頃からの旧ＲＤ社の焼却施設から発生したばい煙、ばい塵による被害は、産業廃棄物処理を考える会（以下「考える会」という。）において、地元住民からの証言という形でまとめられており、その記述内容を引用して紹介する。

やがて、平成５年くらいから処分場が広くなってきて、６年の暮れから７年にかけてテレビが映らなくなってきました。産廃処分場は、団地と５メートルくらいの道路をへだてて接するという状態になってきました。

平成７年（1995）７月には、真っ黒なベタッとしたものがおちてきました。油っぽいものでした。樹の葉は真っ黒になるし、窓や網戸、洗濯干場、洗濯物も真っ黒です。部屋の中を歩いても足のうらが黒くなりました。

滋賀県や栗東町に言いにいきました。団地まで調べに来ましたが、「これは煤煙だ」と言うだけで、なにもしないで帰りましたし、その後も何の変化もありませんでした。

（中略）

雨ふりや曇りの日になると何か特別のものを燃やすようなので、黒いものが落ちてくるのがひどくなります。小さいつぶは毎日ふってきました。ほこりは毎日のことで。煙もひどいです。昨年（平成 10 年）の夏にも、とくにひどいのがありました。

【このコラムの内容は参考文献⑦による。】



平成７年（1995 年）～平成８年（1996 年）頃の旧処分場（住民提供）

(7) 産業廃棄物の不適正保管（平成７年（1995 年）５月～平成８年（1996 年）９月）

旧ＲＤ社は、平成５年（1993 年）頃から産業廃棄物の不適正保管を行っており、県の口頭による指導にもかかわらず、改善は行われなかった。

平成６年（1994 年）には、旧ＲＤ社は、木くず約 6,000 ㎥を処分場内に仮置きするとともに、第２処分場の設置許可を得ることを前提として産業廃棄物を受け入れており、その受け入れた産業廃棄物が山積みされていた。これらの不適正保管に対し、旧ＲＤ社は同年９月 30 日に顛末書を提出し、併せて同年 12 月までに木くずを処理し、山積みの産業廃棄物約 20,000 ㎥についてはリサイクルのための選別後、残る 10,000 ㎥を第２処分場で処分するとの改善計画を提出したが、是正は行われなかった。

平成７年（1995 年）になり、産業廃棄物の排出事業者から旧ＲＤ社の廃棄物の山積状態について指摘があり、県は改めて指導を行った。不適正保管の産業廃棄物は、木くず約 5,000 ㎥、廃プラスチック約 3,000 ㎥、残土系廃棄物約 100,000 ㎥であり、同年５月 24 日に旧ＲＤ社から同年８月までに、木くずおよび廃プラスチックは全量処理し、残土系廃棄物はその半分を処理するとの是正計画が提出された。県は、今回の是正計画を実施しない場合は行政処分も考えている旨を旧ＲＤ社に伝え、本件是正計画を受理し、旧ＲＤ社は同年５月から８月までの間、各月末現在の是正計画の実施状況を県に報告した。

同年９月 13 日、旧ＲＤ社から本件是正計画の完了報告があり、県は同月 25 日に現地確認を行い是正を確認した。併せて、旧ＲＤ社から残りの残土系廃棄物についての処理計画が提出された。

その後、県は平成８年（1996 年）５月頃まで継続して指導を行ったが、残り 50％の残土系廃棄物の不適正保管は改善されず、また、同年４月 30 日および５月 15 日には、不適正保管との関係は必ずしも明らかではないが、廃プラスチック集積場所で火災が発生した。

【検証委員会の評価】

現存する書類からは、平成５年から平成６年にかけての一連の不適正保管の内容およびそれに対する県の対応は必ずしも明らかではないが、平成７年になって排出事業者の指摘を受けたことにより再度の指導を開始するまで、口頭による指導を行っても不適正保管が改善されない状態を事実上放置していたことは不適切であった。

また、平成７年からの指導も含め、旧厚生省通知『産業廃棄物に関する立入検査及び指導の強

化について』（平成２年４月 24 日付衛産第 30 号）においては「措置すべき事項を指示する場合は文書により行うこと」とされており、本件事案については指導は文書で行うことが適切であった。また、職員ヒアリングによると、時期は特定できないが、立入検査に関して事前通告して行う場合もあったとの証言があった。同通知では、立入検査は原則抜き打ちで行うこととされており、RD 社へ事前通告して行われた立入検査については、不正や違法行為の発見に全く支障がなかったとはいえないと考えられる。

平成７年８月末に木くずおよび廃プラスチックならびに残土系廃棄物 50 %の是正完了後、残土系廃棄物の残り 50 %の是正は進まなかったが、県は同年 11 月末から約３ヶ月 RD 社への立入りを行わず、状況の把握を怠っていた。その後、平成８年５月まで残りの是正が進まなかったが、県は、平成８年９月に RD 社の産業廃棄物処理業の許可の更新時期を迎えることから、それまで是正の猶予を認めるような対応をしているが、本件不適正保管事案は平成５年から継続している事案であり、平成６年頃には県の担当者が RD 社の管理運営能力に疑問を呈していたことや、本件不適正保管事案以外の過去の廃棄物処理法違反に対する指導の経緯等も踏まえ、是正が早期になされないのであれば、産業廃棄物処分基準違反の処分として、同法第 19 条の３に基づく改善命令または産業廃棄物処理業者に対する業務停止命令の発動を検討すべきであり、一連の県の対応は不適切であった。

２回の火災発生に関しては、RD 社から報告書の提出はあったものの、報告書で第三者に委託したとされる原因究明について、その後報告があったかどうかは明らかではないが、処分場からの火災発生という事態にも係わらず、口頭での指導に留めていたが、火災発生の原因の究明と再発防止策について、廃棄物処理法第 18 条の規定による報告の徴収を行い、また、維持管理基準違反に当たるとして改善命令の発動を検討するなど、法に基づく監督権限の行使を検討すべきであった。

(8) 産業廃棄物処理業の更新許可（平成８年（1996 年）９月７日）

旧ＲＤ社は、平成８年（1996 年）９月６日に産業廃棄物処理業の許可期限が到来することから、同年８月 21 日に産業廃棄物処理業許可更新事前審査願を草津保健所に提出した。草津保健所は同月 22 日に当該事前審査願を県庁環境整備課に進達し、同課は同日これを収受した。その後、環境整備課において、申請書類の内容を事前審査するとともに、同年８月 30 日には許可更新に伴う立入検査が行われ、その結果、更新を認めることとする方針とされた。なお、同日の立入検査時においては、前記の産業廃棄物の不適正保管について、山積み状態は解消されていた。

同年９月４日付けで正式に産業廃棄物処理業許可申請書が受付され、県は廃棄物処理法第 14 条第３項各号の許可基準に適合しているものとして、平成９年(1997 年)９月７日に更新許可をした。

【検証委員会の評価】

県は、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理業の許可基準に適合しているものとして、更新許可を行っているが、前記のとおり、平成５年頃から平成８年までの長期におよぶ産業廃棄物の不適正保管事案があったこと、県の是正指導に対しても RD 社が真摯に対応したとは言い難いこと、それ以前に許可区域外の掘削・埋立ての廃棄物処理法違反を疑われる行為や、ばい煙・ばい塵の苦情等により県の指導を受けている経緯があること、平成６年頃には、県の担当者が RD 社の管理運営能力に疑問を呈していたこと等から、更新許可の審査に当たっては、同法第７条第３

項第４号ホの「その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」という欠格要件、いわゆる「おそれ条項」の適用による不許可処分を検討するべきであった。この「おそれ条項」の適用の可否については、旧厚生省通知『産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可事務取扱要領について』（平成５年２月 25 日付衛産第 20 号）で示されており、その中には廃棄物処理法等の法令に係る違反を繰り返し、行政庁の指導等が累積している場合であって、その資質および社会的信用の面から適切な業務運営を当初から期待できないことが明らかである場合は、不許可処分をすることができるとしている。

なお、この「おそれ条項」の適用に際しては、同通知では、旧厚生省との事前協議を求めており、また、当時は廃棄物処理業の許可は国の機関委任事務であったことから、必ずしも県の意向だけで不許可処分ができるものではないと考えられるが、少なくとも「おそれ条項」の適用を視野に入れた旧厚生省との協議を行う必要があったのではないか。

(9) 改善命令および産業廃棄物処理施設の変更許可等（平成 10 年６月２日～７月３日）

ア　改善命令の発動等

平成 10 年６月２日、県は、旧ＲＤ社に対して許可区域を越えて産業廃棄物が処分され、法面が計画勾配を超え、産業廃棄物の飛散、流出の危険があり、産業廃棄物処理施設の維持管理基準違反にあたるとして、廃棄物処理法第 15 条の３に基づき、維持管理基準に適合するように改善を行うこと、同月８日までに是正計画書を提出し、承認を得ることを内容とする改善命令を行った。同日、旧ＲＤ社は産業廃棄物の超過分の一部を外部へ搬出すること、法面勾配の是正を行うこと等を内容とする是正計画書を提出した。

さらに県は、同日付で、産業廃棄物処理施設の変更許可を受けずに埋立面積および容量を超過したことは遺憾であるとして、改善計画書の提出を求める文書指導を行った。

平成 10 年 11 月 11 日、県が栗東市と共に旧ＲＤ社に立入りを行った際に、第２処分場を 30ｍ× 50 ｍ×深さ 20m にわたり、掘削していた（深掘り）ことが判明し、県は産業廃棄物で埋め戻さないように指示した。その後、当初の是正計画にはなかったこの掘削について、旧ＲＤ社から当初是正計画の変更という形で申し入れがあり、県はこの是正計画の変更を認めることとしたが、同年 12 月１日には旧ＲＤ社より、県の指導に反して深掘箇所に産業廃棄物を投入していたこと、先の当初是正計画の変更の申入れに係る報告書は虚偽の内容であったこと等の報告があった。

この一連の行為に対し、県は同年 12 月 16 日に『産業廃棄物処理施設の改善について』と題した文書を旧ＲＤ社に送付し改善を指導するとともに、今後不誠実な行為があった場合には、産業廃棄物処理業の許可取消しを含む行政処分を行う旨を伝え、これに対し同月 21 日には旧ＲＤ社から誓約書が提出された。

また、同月 17 日、県は深掘箇所の産業廃棄物の搬出および掘削の確認を、同月 25 日には栗東市立会のもと、深掘箇所の良土による埋め戻しを確認した。

イ　産業廃棄物処理施設の変更許可等

RD 社は、平成 10 年６月３日付けで第１処分場および第２処分場の面積および容量拡大に係る産業廃棄物処理施設変更許可事前審査願を、同月４日付けでガス化溶融炉の新規設置に係る産業廃棄物処理施設設置許可事前審査願をそれぞれ草津県事務所に提出した。同事務所は、同日こ

れらの事前審査願を県庁環境整備課に進達し、同課は同日これらを収受した。

その後、環境整備課において事前審査を行った後、同月 12 日付けで正式にこれらの許可申請書が受付され、県はそれぞれ廃棄物処理法第 15 条第２項各号の許可基準に適合しているものとして、平成 10 年７月３日に第１処分場および第２処分場については変更許可を、ガス化溶融炉については設置の許可を行った。

なお、変更許可後の第１処分場の面積は 35,384 ㎡（変更前 23,386 ㎡）、容量は 292,943 ㎥（変更前 183,150 ㎥）、第２処分場の面積は 9,276 ㎡（変更前 8,652 ㎡）、容量は 122,437 ㎥（変更前 59,550 ㎥）の増加となり、変更前に比べると合計では面積で 12,622 ㎡、容量で 172,680 ㎥の増加となっている。

【検証委員会の評価】

廃棄物処理法第 15 条の３は、「都道府県知事は、（中略）期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。」と規定するが、本件改善命令には是正計画書を提出し、県の承認を得る期限は定められているものの、改善の履行期限については定められておらず、適正な改善命令の履行を担保することができないため、その点は不適切であった。

また、前年度である平成９年度の書類が全く残っていないため、本件改善命令に至る経緯については不明であるが、RD 社が提出した是正計画は、許可容量を超過した産業廃棄物の一部を搬出し、残りの産業廃棄物は平成 10 年５月 27 日に埋立てを廃止している第１処分場および第２処分場の規模拡大の変更許可により対応するというもので、事実上、変更許可とセットとなった是正計画である。また、是正計画が改善命令と同日に提出されていることからも、事前に県と是正計画の内容についてすり合わせていることが推定される。

このような、違法行為の追認とも受け取れる是正内容となった理由として、県は、許可容量を超過した産業廃棄物の全量を処分場外へ搬出させることも検討したが、地元自治会と RD 社との間で車両台数の制限があるため、容量超過分の全量を処分場外へ搬出するには約９年半を要し、周辺生活環境への影響が懸念されることや、防災上の観点から重大な支障を及ぼす可能性があることから、RD 社に場外搬出をできるだけ行わせた上で、産業廃棄物の飛散流出を防ぐため、処分のための容量の増加を変更許可したと説明している。

しかし、産業廃棄物の処分場外への搬出に約９年半を要することによる周辺生活環境への影響を考慮して、このような是正計画を認めることは本末転倒であり、むしろ許可容量をはるかに超えた産業廃棄物が処分場内に存在することによる周辺生活環境の影響を重視し、地元住民の理解と協力を得て、許可容量を超過した産業廃棄物の全量撤去を前提とした是正計画を策定させることが必要であったのではないかと思われる。

仮に、許可容量超過分の産業廃棄物について全量撤去を行わせたり、本件改善命令の履行中に RD 社が深掘りを行い、産業廃棄物を埋立てしていた事実から、他にも同様のケースがあるのではないかと RD 社を追及し、調査を行っていれば、最終的に許可容量の 1.8 倍の産業廃棄物が埋め立てられていたという処分場の全貌がこの時点で明らかになっていた可能性もあり、同社の責任をうやむやにするかのような変更許可を行ったことおよび変更許可とセットになった是正計画を受理したことは、ともに失当であったといわざるを得ない。

また、変更許可を受けずに処分場の規模の拡大を行ったことおよび改善命令発動後の RD 社の不

誠実な行為に際しても、県は依然として文書指導に留めているが、処分場の規模の無許可変更は明確な廃棄物処理法に違反する行為であり、また、是正計画の変更に関し虚偽報告を行ったことについては、改善命令に従わなかったものと解することも可能であることから、これらを理由として RD 社に対して業務停止命令を発動するなど、毅然とした対応をとるべきであった。

なお、処分場の変更許可と同時に、RD 最終処分場問題が大きく取り上げられる端緒となったガス化溶融炉の設置許可が行われている。RD 社が、ガス化溶融炉設置許可の事前審査願を県に提出した直後の平成 10 年６月 17 日には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 85 号）が施行される予定となっていた。

この改正法においては、「住民の環境意識への高まりや環境負荷増大のおそれに対する不安の下で、廃棄物処理施設設置をめぐる地域紛争が多発している状況を踏まえ、地元住民等の意向が適切に反映され、個々の施設が地域ごとの生活環境の保全に十分配慮されたものとなるよう、施設の設置許可手続の見直し」（旧厚生省通知『廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について』（平成 10 年５月７日付生衛発 780 号））が行われており、具体的には産業廃棄物処理施設の設置許可の申請に際しての環境影響評価書の添付、許可申請書等の告示および縦覧、利害関係者の意見書の提出等が新たに手続に盛り込まれた。ただし、平成 10 年６月 16 日以前に許可申請があったものについては、これらの新たな手続は適用されず、旧法の手続によるものとされていた。

ガス化溶融炉の設置許可の申請が正式受付されたのは、同月 12 日付けであることから改正法の規定は適用されず、許可申請を受理することに問題はなかったが、当時、ガス化溶融炉はほとんど稼働実績がなかったことや、RD 社の一連の過去の経緯から地元住民の間に不安・不信があったこと等を考慮すると、前記の改正法の趣旨を十分に踏まえて、改正法による産業廃棄物処理施設の設置手続によることを行政指導する等の慎重な対応が必要であったと思われる。

２　硫化水素ガス発生から４項目の改善命令前まで（平成 11 年（1999 年）10 月 11 日～平成 13 年（2001 年）12 月 25 日）

(1) ガス化溶融炉の導入と公害調停（平成 11 年（1999 年）12 月～平成 12 年（2000 年）12 月）

旧ＲＤ社は、平成 10 年（1998 年）６月 12 日付けで第一処分場の廃棄物埋立箇所上にガス化溶融炉を設置しようとする産業廃棄物処理施設設置許可申請を県に提出し、県は同年７月３日に許可を行った。

周辺住民等からは、旧ＲＤ社に対する不信感や新技術であったガス化溶融炉に対する不安等から、平成 11 年（1999 年）12 月頃から翌年 12 月頃まで、ガス化溶融炉の試運転中止の指導や業者を交えた合同説明会開催等の要望・要請が県に多数寄せられた。また、考える会からは 20,255 名もの署名とともに県に陳情書が提出され、住民代表や専門家を含む調査委員会の設置や、ガス化溶融炉に対する地元住民の納得が得られるような安全確認がなされるまで建設を中止し運転させないよう要求があった。（陳情書は巻末資料２(1)に掲載。）

また、旧ＲＤ社は平成 11 年（1999 年）11 月１日、公害紛争処理法(昭和 45 年法律第 108 号）に基づき、滋賀県公害審査会に対し、周辺住民の一部を相手方とし「ガス化溶融炉システムおよび申請人の業務内容の点検、調査等についての然るべき協定の締結」を請求事項とした調停を申し立てた。これに対して、47 名の住民が平成 12 年（2000 年）４月３日、同審査会に対して旧ＲＤ社を相手方にした調停を申し立てた。その後、旧ＲＤ社申立ての調停については９回、住民側申立ての調

停については８回の調停期日を重ね、その中で同年 11 月には調停委員会から中間合意案が提示されたが、結果的にはともに調停申請の取下げという形で不調に終わっている。

【コラム】ガス化溶融炉をめぐる公害調停

ガス化溶融炉をめぐる公害調停については、前述の旧処分場と住民運動について記述された書籍でも触れられており、同書では中間合意案に対する住民の当時の意見が記述されていることから、以下に引用する。

二〇〇〇年秋ごろ、ＲＤは翌年二月にガス化溶融炉を動かす準備をしているという噂がもっぱらであった。それはガス化溶融炉自体をきれいに化粧し、最後の仕上げに入ったと見えたためである。しかしそれよりも確からしいのは、公害調停においてそうした気配がみられたことである。

そのことがはっきりと出てきたのは、十一月二十七日の第六回「公害調停」の日に、調停委員会から提案された「中間合意案」であった。要約すると次のようである。

「ＲＤ、調停委員会、合同対策委員会、滋賀県、栗東町が協議会に参加し、埋立て廃棄物の調査、地下水の調査を行ない（原文ママ）、対策を検討する。全員一致で決める。費用はＲＤが負担。中間合意案が成立した後自粛している営業を再開する。」

これは、いよいよ自粛を解き、ガス化溶融炉の稼働に向かうものであると考えられた。

（中略）

第一回の「調停」は二〇〇〇年一月に行われ、双方から聞き取りがなされた。以後住民側はガス化溶融炉については調停で話し合わないとして出席を拒否してきた。そして四月一日、今後は住民四十七名が「何を焼却し、埋め立てをしたかの管理伝票の提出、処分場内に存在する有害物質の調査の実施、今後の有害物質の管理・除去についての計画など明らかにすること」を求めて、弁護士一名を代理人として「公害調停」を申請した。（中略）

その後「少なくともＲＤ社はきちんと法に従った手続き、許可を取って操業しているし、故意に違法操業を行う意思はまったくない」として、「可能な限りＲＤ社の責任と費用負担でもって解決に当り、回復措置を取りたいと考えている。その意味で早期の方針の策定を願っている」との「準備書面」を十一月二十日に提出した。しかし処分場内に見えているドラム缶をはじめ多くの「違法な」廃棄物の処理についての資料はまったく出されなかった。

そして十一月二十七日に「中間合意案」が提出されたのであった。住民側は、十二月の第七回調停でこの案は受け入れられないという「意見書」を提出した。その理由は、

「ＲＤは加害者であり、住民は被害者である。行政は監督指導責任者である。加害者と被害者が同じテーブルに着くためには、加害者は今までの加害の実態、原因（埋立物の種類、量、時期、場所など）を明らかにし、住民に謝罪すべきである。実態が明らかになっていないのに対策が立てられるはずがない。このような現状で同席することは、ＲＤの今までの態度を認めることにもなり、住民の今日までの努力は水泡に帰するであろう」というものであった。

【このコラムの内容は参考文献⑧による。】



旧処分場とその上に建つガス化溶融炉（住民提供）

一方、住民から県に対しては、平成 11 年 12 月 24 日に産廃処理問題合同対策委員会（小野自治会、赤坂自治会、栗東ニューハイツ自治会、日吉が丘自治会、北尾団地自治会、中浮気団地自治会、考える会で結成。以下「合同対策委員会※」という。）から滋賀県知事に対し県主催の説明会の開催やガス化溶融炉設置の許可に係る経緯の開示等を求めた要求書が提出されている。（要求書は巻末資料２(2)に掲載。）　※合同対策委員会は周辺住民等から「合対」と呼称されることが一般的であった。

このほか、平成 12 年 1 月 19 日には考える会からガス化溶融炉を硫化水素ガスが発生する処分場に建てることの安全性や事故があった際の住民への健康被害や地下水汚染への対応について質問が提出されているが、県は廃棄物処理法に基づいて審査し、適法な施設であるとして許可したという旨の回答をした。（質問と県からの回答は巻末資料２(3)に掲載。）

住民のガス化溶融炉の試運転に対する不安が高まる中で、県は、ガス化溶融炉の稼働の前提となる使用前検査への対応として、新たに滋賀県廃棄物処理施設の使用前検査に係る取扱い要綱を制定し、一定期間の試運転により施設の性能を確認した後に稼働を認めるか判断することとした。また、平成 11 年 10 月および平成 12 年 1 月の硫化水素ガス発生を受けて、硫化水素問題についての理解が得られた上でガス化溶融炉の使用前検査、試運転に当たっていくという方針を打ち出し、事実上、住民の理解が得られない限りは使用前検査を行わないこととした。

結局、ガス化溶融炉は概ね完成したものの、一連の硫化水素問題を受けて旧ＲＤ社が営業を自粛する状況の中、平成 13 年（2001 年）２月７日に旧ＲＤ社からガス化溶融炉を廃止する旨の産業廃棄物処理施設軽微変更届が提出され、ガス化溶融炉は稼働することなく、解体撤去された。

【検証委員会の評価】

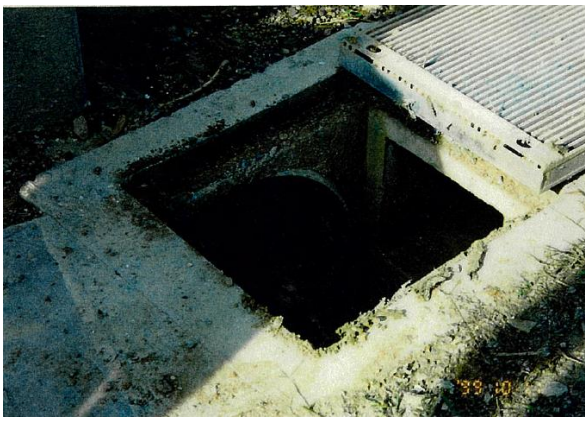
ガス化溶融炉について、県は、産業廃棄物処理施設の設置許可は適正に行われたとしながらも、硫化水素問題による住民の RD 社への不信、ガス化溶融炉への不安の高まりを受けて、新たに要綱を制定したり、事実上、住民の理解が得られない限りは稼働の前提となる使用前検査は行わない方針とするなど、住民に配慮した一定の対応は行っていると思われる。

しかし、使用前検査時に理解を得ることを前提とすることで、今回の住民からの要望に対する回

答等において、具体的な個々の質問にすべて回答されていない場合もあり、十分な説明に欠けていたと思われる点も見受けられ、その点は反省すべきであった。

(2) 硫化水素ガス発生後の対策（平成 11 年（1999 年）10 月～平成 13 年（2001 年） 12 月）

平成 11 年（1999 年）10 月 11 日、住民から警察署および消防署に「有毒ガスが発生している」との通報があり、県は翌 12 日に、栗東市および消防署の立会のうえで現地確認調査を行い、処分場東側の排水溝で 50ppm を超える硫化水素ガスを確認した。





平成 11 年（1999 年）10 月 12 日　旧処分場排水溝の現地調査

県は、住民団体から硫化水素の発生原因を突き止めるなどの緊急申入れを受け、同月 28 日には、住民と共同して処分場内の廃棄物サンプリング調査を行い、旧ＲＤ社に対しては、硫化水素ガスの発生原因が究明されるまでは、改善命令に係る是正工事を中止するよう要請した。また、硫化水素ガスの発生原因の究明と対策のため、同年 11 月 27 日に栗東町小野地先産業廃棄物最終処分場硫化水素調査委員会（以下「硫化水素調査委員会」という。）を設置し、同委員会からの助言を受けながら、同年 12 月 21 日から平成 12 年（2000 年）６月にかけて配水管周辺の準備調査、処分場内２か所でのボーリング調査、ガス抜き管敷設のためのメッシュ調査およびガス抜き作業等を実施させた。同委員会は、平成 13 年（2001 年）５月 16 日まで８回にわたり開催され、硫化水素の発生以降実施された廃棄物掘削調査や地下水調査等の結果をもとに、同年６月に報告書がとりまとめられた。なお、本委員会の報告では、旧処分場における硫化水素の発生原因のうち、石膏ボードに含まれる硫黄が硫化水素の発生原因であることを特定した一方で、地下水の水質については旧処分場内外９地点で調査のうえ、「ダイオキシン類やほう素など少数の例外を除いて、総じて問題はなかった。」と評価されている。（後に県が平成 17 年に実施した地下水調査では環境基準を超えるシス-1,2-ジクロロエチレンやほう素が検出されたほか、平成 19 年に栗東市が実施した地下水調査では環境基準を超える総水銀を検出している。当時の硫化水素調査委員会からの評価について、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、本委員会の設置目的は硫化水素の発生原因の特定であり、水質については十分な調査と議論がされていなかった可能性はあると述べた。また、平成 13 年に硫化水素調査委員会が報告を取りまとめた以降、旧処分場から浸出した浸透水の影響が広がった可能性もある。）

硫化水素調査委員会の調査および硫化水素ガス発生対策

1　調査目的

硫化水素およびメタンガスの発生原因を究明し、かつ発生防止対策を講ずるための基礎資料を得ること。

2　調査内容

(1) 排水管内ガス調査

・[平成 11 年 12 月] 12 地点（全長 130m、10m 毎）

・硫化水素、メタン、酸素

(2) 表層ガス調査

・[平成 11 年 12 月] 30 地点、[平成 12 年 1 月]（追加調査）20 地点、[平成 12 年 1 月]（硫化水素高濃度地点絞り込み調査）29 地点、[平成 12 年６～７月]69 地点

※平成 11 年 12 月および平成 12 年６～７月は削孔に溜まった浸透水の水質も測定した。

・温度、硫化水素、メタン、酸素

(3) ボーリング調査

平成 11 年 12 月の表層ガス調査と平成 12 年 1 月の表層ガス調査の追加調査で硫化水素が高濃度で検出された２地点でボーリング調査を実施した。

ア　廃棄物観察

・[平成 11 年 12 月] ２地点、[平成 12 年７～８月] 1 地点

イ　孔内ガス測定

・[平成 11 年 12 月] ２地点、[平成 12 年７～８月] 1 地点

・硫化水素、メタン、酸素

ウ　孔内温度測定

・[平成 11 年 12 月] ２地点、[平成 12 年７～８月] 1 地点

(4) 浸透水調査

・[平成 12 年 1 月] ２地点、[平成 12 年７～８月] 1 地点

・６項目（水素イオン濃度（pH)、電気伝導度（EC)、全有機体炭素（TOC)、生物化学的酸素要求量（BOD)、硫化物イオン（S^{2-})、硫酸イオン（SO_4^{2-}））

3　調査結果

(1) 排水管内ガス調査

・メタン：４地点検出、硫化水素検出：１地点検出（26.0ppm)、酸素：空気組成に近い

(2) 表層ガス調査

[平成 11 年 12 月]

・温度：調査エリアの中心から西側の斜面にかけて高かった。（最高 64.1℃）

・酸素：温度の高い区域と酸素濃度の高い区域は大まかに重なっている

・メタン：ほぼ全域で検出され、最高 78%で検出された。

・硫化水素：南側の平地で高く、最高 124ppm（No.2 地点）で検出された。

[平成 12 年 1 月]（追加調査）

・硫化水素：前年 12 月に硫化水素が最高濃度で検出された地点（No.2 地点）の南西側を中心に調査を実施したが、高濃度で検出された地点はなかった(最高 47ppm)。なお、同月にメタンが 58%で検出された地点の 5m 西側（No.1 地点）で硫化水素が 109ppm で検出された。

・メタン　：前年 12 月に硫化水素が最高濃度で検出された地点の南西側を中心に調査を実施したが、高濃度で検出された地点はなかった（最高 8%)。なお、同月にメタンが 58%で検出された地点の 5m 西側でメタンが 65%で検出された。

［平成 12 年 1 月］(硫化水素高濃度地点絞り込み調査)

・硫化水素：以下の「(3) ボーリング調査」において、No.1 地点の孔内で高濃度の硫化水素が検出されたことから、その周辺で調査を実施し、高濃度地点の絞り込みを行ったところ、No.1 地点の南西側の地点で硫化水素が最高 820ppm で検出され、その約 20m 四方の範囲では 100ppm 以上で検出された。

［平成 12 年６～７月］

・温度：処分場西側の斜面に近い地点で高い値を示し、最高 73.3℃（I-9 地点）であった。

・硫化水素：平成 12 年 1 月までに実施していない処分場の西側で調査を実施したところ、硫化水素が 1,120ppm の高濃度で検出された。このことから、この地点（K-9 地点）周辺における硫化水素の分布を把握するため、近傍の７地点で追加調査を行ったところ、この地点の 6m 西側の地点（K-9-5 地点）で硫化水素が最高 22,000ppm で検出された。なお、近傍の７地点間の濃度差は顕著であった。

・メタン：処分場南西側で高い濃度を示し、最高 76%（M-8 地点）で検出された。

(3) ボーリング調査

平成 11 年 12 月の表層ガス調査で硫化水素が 124ppm で検出された地点（No.2 地点）と平成 12 年 1 月の表層ガス調査の追加調査で硫化水素が 109ppm で検出された地点（No.1 地点）でボーリング調査を実施した。また、平成 12 年７月の表層ガス調査で硫化水素が 22,000ppm で検出された地点（No.3 地点）でボーリング調査を実施した。

ア　廃棄物観察

No.1 地点で確認された廃棄物は、コンクリート、プラスチック類、ガラス、磁器、金属、布、紙、木片であった。No.1 地点の GL-4m 付近では油分の付着がみられた。No.2 地点で確認された廃棄物は、コンクリート、プラスチック類、磁器、レンガ、ゴム、金属、木片であった。No.3 地点で確認された廃棄物は、アスファルト、レンガ、コンクリート、ビニール、合成繊維、プラスチック類、ゴム、発泡スチロール、木片、金属、紙であった。

イ　孔内ガス測定

・硫化水素：No.1 地点では、GL-6～10m の深度で高濃度の硫化水素が検出され、GL-9m で最高濃度 15,200ppm を示した。No.2 地点では、GL-9～13.5m の深度で硫化水素が検出されたが、GL-13.5m で最高濃度 19.5ppm を示した。No.3 地点では、GL-2m の深度で 15,000ppm と高濃度の硫化水素が検出されたが、他の深度では 0～74ppm であった。

・メタン：No.1 地点では、全深度でメタンが検出され、GL-12.0m で最高濃度 84%を示した。No.2 地点では、３深度でメタンが検出されたが数%程度であった。No.3 地点では、全深度でメタンが検出されたが、十数～数%と比較的低濃度であった。

ウ　孔内温度測定

・No.1 地点では、全深度で 25℃以上であり、最高温度は 39.6℃であった。No.2 地点では、全深度で 25℃以上であり、最高温度は 32.6℃であった。No.3 地点では全深度で 30℃以上であり、最大 50.5℃であった。

(4) 浸透水調査

［平成 12 年 1 月］

・No.1 地点：水素イオン濃度（pH）：7.0、電気伝導度（EC）：376mS/m、生物化学的酸素要求量（BOD）：15mg/L

・No.2 地点：水素イオン濃度（pH）：7.5、電気伝導度（EC）：289mS/m、生物化学的酸素要求量（BOD）：7.7mg/L

・No.3 地点：水素イオン濃度（pH）：8.1、電気伝導度（EC）：407mS/m、生物化学的酸素要求量（BOD）：18mg/L

4　硫化水素調査委員会の結論または調査報告後に県がＲＤ社に命じた対策

(1) 第３回硫化水素調査委員会（平成 12 年２月）の結論に基づき指導した対策

地中の硫化水素が安全な濃度に低下するまで、処分場内の高濃度区域にガス抜き管を敷設させ、ガスの除去処理を実施するよう指導した。

平成 12 年２月に旧ＲＤ社から硫化水素の実施計画が提出され、平成 12 年３月から硫化水素ガス処理対策装置が稼働した。この装置は、孔内ガス調査で 15,200ppm の硫化水素が検出された No.1 地点（孔底 GL-18.5m）の浸透水観測井戸および表層ガス調査で 820ppm の硫化水素が検出された地点に新たに設置された吸引井戸（孔底 GL-16.0m）からガスを吸引し、２％の酢酸亜鉛溶液に硫化水素を吸収させ処理するものであった。

(2) 硫化水素発生原因調査報告書の提出（平成 13 年６月）後に指導した対策

硫化水素発生原因はほぼ解明されたと考えられるものの、その抜本的な対策は着手されていなかったことに加え、浸透水の水質が維持管理の技術上の基準に適合していないこと、浸透水が地下水に漏洩している可能性が大きく周縁地下水の水質悪化のおそれが極めて高いこと、硫化水素等の悪臭が発散するおそれがあるにもかかわらず、生活環境の保全上必要な措置が講じられていないことから、平成 13 年 12 月に改善命令を発出した。改善命令の内容および旧ＲＤ社が実施した対策については、第１部第２章(3)「４項目の改善命令から旧ＲＤ社の破産まで」を参照。

一方、県では、旧ＲＤ社に対し、埋立品目を確認するため、これまでの埋立処分実績等について平成 12 年（2000 年）1 月 21 日に廃棄物処理法第 18 条に基づく報告徴収を行い、また、平成 13 年（2001 年）1 月からは高濃度区域のケーシングによる廃棄物調査やボーリングによる地下水等の調査を実施した。（この調査については後に住民から住民監査請求があった。詳細は 42 ページ。）

県の住民対応については、その主なものとして、硫化水素ガス発生の翌月に知事が処分場を視察し住民代表と面談するとともに、翌年２月の住民集会に参加した。また、個々の住民協議とは別に、県町共催で住民説明会が、平成 12 年（2000 年）２月から平成 13 年（2001 年）７月にかけて３回開催された。

このような経緯を経て、県は、平成13年（2001年）８月29日に対策試案を、また10月11日には対策案を提示し、12月26日に旧ＲＤ社に対して改善命令を発した。

【検証委員会の評価】

1　県の調査等への対応

平成 11 年 10 月の硫化水素ガス発生直後、上記概要のとおり、県は原因者である RD 社をして、種々の発生原因調査を行わせるとともに、自らも、ケーシングやボーリング調査を行った。 また、安定型処分場から硫化水素ガスが発生するという全国的にも例がないことから、県は栗東町小野地先産業廃棄物最終処分場硫化水素調査委員会を設置し、その発生原因の究明やその対策に努めてきた。

また、県の住民対応では、調査の実施においては住民に説明や協議を行うとともに、県町共催の住民説明会が開催され、さらに、RD 社へ改善命令を発する際には、対策試案や対策案を事前に示し住民と協議しており、硫化水素ガス発生後の調査や住民説明については、周辺住民の不安の解消に向けて一定の対応がなされていた。

住民ヒアリングでは、硫化水素ガス発生の確認以前に、処分場の臭いを「近くの工場の臭いや」、「どこの処分場でも臭いはする」などの県職員の問題発言があったとされる発言があったが、ガスが発生していたのか、またその対応がなされたのか、そのような発言の真偽は記録が確認されず、不明であったが、少なくとも、住民と県とのこのようなやり取りについては、住民からの苦情や情報があった場合は、職員個々がその場で対応するだけでなく、その都度その経過および内容をできるだけ詳しく記録、整理し、県が組織として対応すべきであったと考えられ、この観点から、県の当時の住民対応については、不十分ではないか。

2　業者への対応

硫化水素ガス発生後、県は直ちに RD 社に対し、廃棄物処理法第 18 条に基づく報告の徴収を行うとともに、処分場内の是正工事の中止や処分業の自粛要請、また、硫化水素ガス発生原因の究明と対策についての文書指導を行い、メッシュ調査やガス抜き作業等を実施させてきた。

これらの一連の経過を見る限り、業者への指導については順次進められ、一定の対応がなされていた。

県は、当時全国的にも例を見ない硫化水素ガス発生という事態を受けて、「原因者である RD 社の責任において是正させる」ことを前提に、一つひとつの問題の解決に取り組む基本姿勢で臨んできたが、すべての住民要望を直ちに解決することは困難であると考えられるものの、このような住民要望を十分把握し、整理検討したうえ、その内容をしっかり知らせるとともに、適切な対策等を講じながら、問題を解決していく努力が不十分ではなかったのか。

【コラム】硫化水素ガスの発生と考える会の活動

平成 11 年 10 月には、栗東市で考える会が発会された。この会の作成した冊子での硫化水素に係る記述を以下引用する。

一九九九年十月九日の町民集会兼「産業廃棄物処理を考える会」（以下「考える会」）の発会式では、日本農村医学研究所客員研究員関口鉄夫氏の講演を準備した。前日からきていた関口氏は住民といっしょにＲＤ処分場を見に行った。そのとき、処分場から北尾団地の住宅地に向いた排水管を通して卵の腐ったような臭いがでているのを嗅いで、「これは硫化水素である。猛毒なのですぐなんとかしないといけない」と住民に伝えて、いつから臭っているのかと尋ねた。

（中略）

十一日、強くなってきた臭いに危険を感じた住民は、湖南消防署、草津警察署に連絡をした。多くの住民が硫化水素の臭いがきつい排水管の場に集まってきていた。到着した警察署生活安全課の人は「くさい」と言ってその場を離れ、消防署の隊員が検知器を排水管に差し込んだ。

そして「硫化水素は検知しない。こういう廃棄物処理場ではメタンが出やすいのだが」と取り囲んでいた住民やＲＤエンジニアリング（以下ＲＤ）処分場幹部に話した。それを聞いたＲＤ幹部は「メタンだから心配ない」とふれて回った。

（中略）

翌十二日午前、北尾団地住民および考える会メンバー約五十人で、滋賀県環境整備課（二〇〇〇年度より廃棄物対策課と名称変更のため以下は新名称を使う）に押し掛けた。硫化水素の危険性と不安を訴え、ただちに対策をとることを求め、午前中かかって「午後三時に現地調査する」ことを約束させた。その足で消防署へ行き、ここでは玄関に立ったままの交渉で「本日再度調査する」ことにさせた。

三時、現地では強い臭いが流れてきた。硫化水素ガスは、消防署の検知器で五十 ppm の濃度をふりきる高い値を示した。

【このコラムの内容は参考文献⑨による。】

【コラム】硫化水素ガスの人体への影響について

平成 11 年の硫化水素ガスの発生に関して、ヒトが硫化水素ガスに曝露したときの影響については次のとおりである。

硫化水素ガス濃度（ppm）	影響
0.03	臭いの感知の限界度
50	不快臭となる
50～100	気道刺激、結膜炎
100～200	嗅覚麻痺
200～300	１時間曝露で亜急性中毒
600	１時間曝露で致命的中毒
1,000～2,000	即死

【このコラムの内容は参考文献⑩による。】

(3) 硫化水素調査委員会における対応（平成 11 年（1999 年）11 月～平成 13 年（2001 年）５月）

県は硫化水素ガスの発生原因の究明と対策の策定を行うにあたり、専門家の立場から適切なアドバイスを得るため、平成 11 年（1999 年）11 月 27 日に学識経験者３名による硫化水素調査委員会を設置した。

その委員には、廃棄物全般に精通し、県環境審議会の廃棄物部会長や旧厚生省の生活環境審議会の委員を務めた識者などを選任し、委員長は委員の互選により決定された。

調査委員会は、同年 11 月 27 日から平成 13 年（2001 年）５月 16 日まで８回にわたり非公開で開催されたが、その会議終了後、地元住民等に検討結果など概要が説明されている。

なお、同年 12 月の県議会において、硫化水素調査委員会の委員長が旧ＲＤ社の関連会社の事業に関する研究会の座長を務めており適切な人選であったか疑問があると質問があったほか、検証委員会においても住民から旧ＲＤ社に極めて近い人物を委員長にしたことが県の見識を問われるものであると指摘されている。（検証委員会においては、委員長が旧ＲＤ社と繋がりがあることは後から判明したため、当初の任命責任については問えないのではないかとの意見があった。）

【検証委員会の評価】

調査委員会は、硫化水素ガスの原因の究明とその対策を検討するために設置されたものであり、委員は、硫化水素問題などの専門的知識を有する学識経験者から選任されており、調査委員会の設置目的に照らして、委員選任に問題は見当たらない。

調査委員会については、①委員会の意思形成に支障が生じるおそれがある。②公正かつ円滑な議事運営に支障を生じるおそれがあり、自由な意見または情報の交換が妨げられる可能性が高いことから、非公開として会議が運営された。そのため、このことを補完する意味から、当時の「附属機関等の会議の公開に関する指針」（平成 11 年 12 月７日決定)に基づき、県は、委員会終了後、速やかに報道機関および地元代表に会議資料の公開や検討結果の公表、概要の説明を実施している。しかし、調査委員会は、硫化水素ガスの発生原因究明のため、科学的、専門的な見地から、事実解明がなされるものと考えられ、非公開事由とされる委員会の意思形成や自由な意見や情報の交換に与える影響は少ないと考えられる。

また、住民不信を招かないよう、その理解を得るためには、議論の過程から透明性を高めることが必要であり、調査委員会の公開は必要であったのではないか。

(4) 経堂池に係る問題（平成 12 年（2000 年）４月～６月）

旧処分場の下流に位置する経堂池に関して、平成 12 年（2000 年）４月 14 日付けで、小野自治会から県に対して、透明度、水素イオン濃度（ｐＨ)、化学的酸素要求量（ＣＯＤ）および浮遊物質量（ＳＳ）に関する対策や硫化水素発生原因調査作業による汚水流入対策の要望がなされた。さらに、同年６月２日付けで、経堂池の水を抜いたうえ池の底のヘドロを除去するとともに、処分場からの流入地下水を防ぐための防護壁の設置の要望がなされた。（要求と県からの回答は巻末資料２(4)および(5)に掲載。）

なお、旧処分場からの排水が周辺の生活環境に与える影響を調査するため、栗東市が平成 11 年度（1999 年）から平成 15 年度（2003 年）に底質調査、水質調査、水稲調査および生物調査を行った。

実施した調査

1　経堂池の底泥及び水質調査

調査目的：産業廃棄物安定型最終処分場の排水が流入する経堂池の底質について、公害の未然防止のため底質調査を実施。

調査月日：平成 11 年９月８日と 11 月 17 日

調査概要：ダイオキシン類、重金属、揮発性有機塩素化合物、農薬などの有害物質など 29 項目の調査を実施した。

調査結果：いずれの試験項目も異常は認められなかった。

2　小野地域水質調査

調査目的：記載なし

調査月日：平成 12 年（2000 年）３月３日～３月 22 日

調査概要：６地点で試料を採取し、水素イオン濃度（ｐＨ)、生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ)、化学的酸素要求量（ＣＯＤ)、溶存酸素量（ＤＯ）および電気伝導度（ＥＣ） を分析した。

調査結果：全ての地点で化学的酸素要求量（ＣＯＤ） が農業用水 基準（要望値） を超過し、水素イオン濃度（ｐＨ） および電気伝導度（ＥＣ） は一部地点で農業用水基準（要望値）を超過した。

3　経堂池・三ッ池水質調査

調査目的：産業廃棄物安定型最終処分場の排水が流入する経堂池の水質について、公害の未然防止のため、および三ツ池については、農業用水の適否を調べるため水質調査を実施。

調査月日：平成 15 年２月７日

調査概要：ダイオキシン類、環境基準項目、生活環境項目の水質検査を実施した。

調査結果：経堂池で全窒素が、全ての地点で化学的酸素要求量が農業用水基準を超過した。

4　水稲生育及び玄米含有物質調査

調査目的：旧ＲＤ最終処分場の排水が流入する経堂池の用水による水稲栽培により、水稲の生育と玄米中の有害物質の有無による汚染状況を調査することを目的とした。

調査月日：平成 12 年６月 20 日と 10 月 13 日

調査概要：経堂池からの用水とする水田と、三ッ池からの用水とする水田で耕作者、水田面積、肥料などを同じくした状態にて稲の生育と玄米の含有物質につき比較調査を実施した。

調査結果：水稲生育、玄米含有物質いずれも異常は認められない。

5　経堂池水生底生生物調査（１回目）

調査目的：ＲＤエンジニアリング（株）最終処分場およびその周辺地域から表流水および排水などが流入する経堂池の底質中に生存する小動物を採取・同定し、種類・個体数等を測定し、その結果から経堂池の水質、自然状況などの推定を実施。

調査月日：平成 12 年 11 月 23 日～平成 13 年３月 31 日

調査概要：経堂池の底質中に生存する小動物を採取して種類・個体数等を測定し、その結果か

ら経堂池の水質、自然状態の調査を実施した。

調査結果：上流の２地点では中・下流域３地点とは底生生物環境が異なる環境にあると判断された。これらの上流部の池底質、あるいは水中に生物相の変遷を引き起こす、何らかの要因が作用している可能性があると思われる。

6　経堂池水生底生生物調査（２回目）

調査目的：経堂池の底質中に生存する小動物を採取・同定し、種類・個体数等を測定し、その結果から経堂池の水質、自然状況などの推定を実施。

調査月日：平成 13 年９月 21 日～平成 14 年３月 31 日

調査概要：経堂池の底質中に生存する小動物を採取して種類・個体数等を測定し、その結果から経堂池の水質、自然状態の調査を実施した。

調査結果：①池の底質に含まれる人工物の量が、池が外部から受ける影響の度合いの指標になりうる可能性が示された。

②経堂池上流の２地点では、中・下流域３地点とは底生生物環境が異なる状態にあると推定された。これらの地点の池底質、あるいは水中に生物相に影響を与える何らかの要因が作用している可能性が高いことが改めて確認された。

③この影響は、池の水位が高い状態ほど顕著化する可能性が高いと推定された。

【検証委員会の評価】

地元自治会から経堂池の浄化対策等について、県に要望があったが、経堂池の水質については、栗東町による経堂池や処分場周辺の水質調査や、県が RD 社の破産後に実施した調査においても、いずれも環境基準を満たしていることから、県が RD 最終処分場問題の対策として、経堂池の浄化対策等を実施することは困難と考えられる。

(5) 地下水および掘削委託調査に係る対応（平成 12 年（2000 年）12 月～平成 13 年（2001 年）５月）

硫化水素問題の原因究明等については、調査委員会からの助言を得て旧ＲＤ社に調査を実施させてきたが、平成 12 年（2000 年）７月 13 日に硫化水素ガス発生に係る処分場の実態解明と有害物質の除去など適正な処理に関して県議会で請願書が採択され、県が予備費により委託調査を実施することとなった。

調査は、埋め立てられた廃棄物の分布状況および処分場に起因する地下水への影響等を把握するための地下水等調査業務を約 3,100 万円で、硫化水素ガスの発生原因を究明するための最終処分場掘削調査業務を約 2,900 万円でいずれも同じ調査会社に委託して実施した。

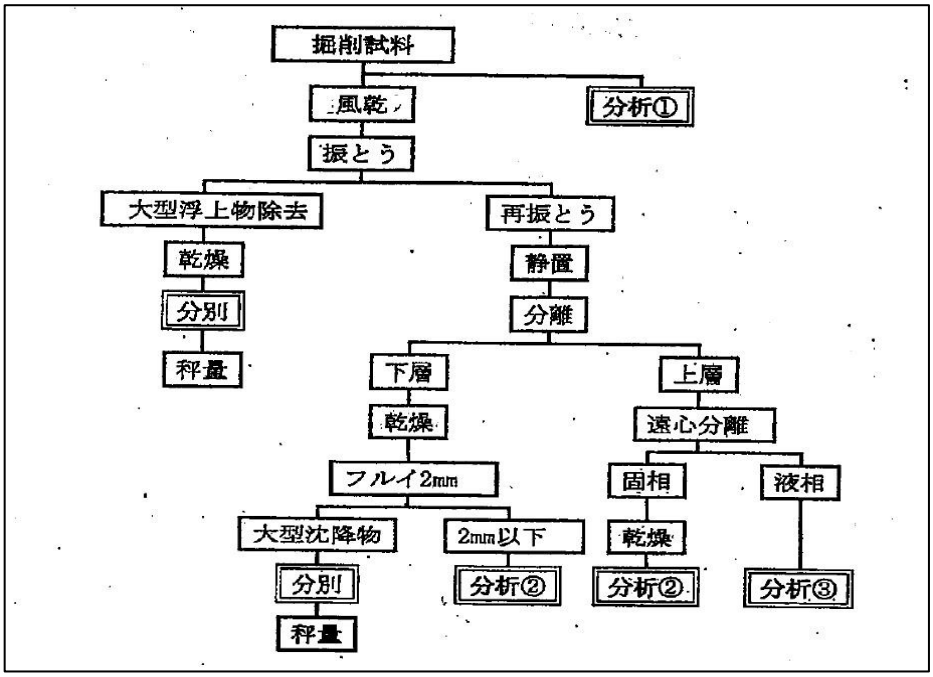
この調査について、次の２点について分析の方法が不適切である旨住民から指摘があり、平成 15 年（2003 年）には複数の住民が連名で滋賀県監査委員に対して住民監査請求を提出している。

ア　揮発性有機化合物の調査にあたり前処理で「風乾」が行われ、その後さらに「乾燥」が行われているが、このような前処理を行った場合には揮発性有機化合物は検体に残らないため、分析結果が実態を表さない。

イ　総水銀やダイオキシン類については「公定法」という国が定めた検査方法があるが、その試料の前処理において公定法にない「乾燥」が行われており、実態を表していない。

（なお、試料の前処理方法は、総水銀については公定法（平成３年８月 23 日付環境庁告示第 46

号付表１）に記載されているが、ダイオキシン類については公定法（平成 11 年 12 月 27 日付環境庁告示第 68 号）に前処理後の試料の抽出以降の測定方法についてしか記載されておらず、環境省の「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成 12 年 01 月 14 日付け環水土 12 号）に記載されている。）



・風乾：30℃を超えない温度で約７日間

・乾燥：105～110℃で約４時間

分析①

項目	方法
ORP	ガラス電極法
水分率	乾燥減量法
溶解性有機炭素	不揮発性有機炭素法
有機酸	イオンクロマトグラフィー（電気伝導度検出器） ガスクロマトグラフィー（水素炎イオン化検出器）
硫酸イオン	イオンクロマトグラフィー（電気伝導度検出器）
硫化物	ヨードメトリー法
硫酸塩還元菌	平板培養法

分析②

項目	方法
炭素・水素・窒素・りん	元素分析法
強熱減量	600±25℃で強熱
二酸化ケイ素・酸化アルミニウム・酸化鉄(Ⅲ)・二酸化チタン・酸化カルシウム･酸化マグネシウム・酸化カリウム・酸化ナトリウム・三酸化硫黄・塩素	蛍光Ｘ線分析法

結晶構造	X線回折法
無機物および有機物の分子構造	フーリエ変換赤外分光光度法 核磁気共鳴分析法
加熱発生成分および熱分解成分の定量	熱分解ガスクロマトグラフィー（質量分析計）
土壌環境基準 25 項目（総水銀・揮発性有機化合物を含み有機燐を除く）・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平成３年８月 23 日付環境庁告示第 46 号に定める方法
ダイオキシン類	高分解能ガスクロマトグラフィー（高分解能質量分析計）

分析③

項目	方法
pH・電気伝導度・BOD・COD・全有機炭素・ナトリウムイオン・カリウムイオン・カルシウムイオン・マグネシウムイオン・重炭酸イオン・塩化物イオン・硫酸イオン	JISK0102 等に定める方法
分子量分布や平均分子量の推定	ゲル浸透クロマトグラフィー（全有機炭素分析計）
脂肪酸の定性分析	ガスクロマトグラフィー（質量分析計）
土壌環境基準 25 項目（総水銀・揮発性有機化合物を含み有機燐を除く）・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平成３年８月 23 日付環境庁告示第 46 号に定める方法
ダイオキシン類	高分解能ガスクロマトグラフィー（高分解能質量分析計）

住民監査請求で指摘のあった調査業務における分析および前処理（調査業務特記仕様書より）

この住民監査請求は、地方自治法第 242 条に規定された 1 年の請求の期限を超過していたため却下されることとなったものの、同年の県議会においては、琵琶湖環境部長が、調査に関する周辺住民への説明について、県の説明責任として配慮に欠けていた旨の答弁をしたほか、検証委員会でも適切さを欠いていたと判断されている。

【検証委員会の評価】

この調査については、県は、硫化水素問題の実態解明にあたり、本来 RD 社を指導し、経費を負担させて対応させるのを原則としていたが、住民の不安解消のため、県議会で請願書が採択され、自ら積極的に地下水調査や掘削調査に緊急に対応した。

処分場の掘削調査について、硫化水素ガスの発生原因を究明するための廃棄物の分析として行われたものであり、発生原因の究明という目的は概ね達成されたと思われる。しかしながら、当時このような事例がなかったため、分析において、分析試料の前処理の方法が、熱風乾燥後に揮発性有機化合物を測るという独自手法で行われており、公定法である JIS の規定によらず、とりわけ揮発性有機化合物等に係る当該分析結果は廃棄物中の含有実態を正確に表していないもの

と住民から抗議を受け、指摘されたもので、このことについては、県議会においても謝罪されており、適切さを欠くものと認められる。

また、住民ヒアリングで、前記の２つの調査業務※の成果物が重複していると指摘されたが、仕様書と成果物を照らし合わせたところ、成果物には参考に添付され重複しているが、両調査に係る分析経費面で重複して計上していないことが認められた。

※ここでいう調査業務は以下の２つ

・栗東市小野地先産業廃棄物最終処分場地下水等調査業務委託

・栗東市小野地先産業廃棄物最終処分場掘削調査業務委託

(6) 埋設ドラム缶の情報に対する対応（平成 13 年（2001 年）２月）

平成 12 年（2000 年）頃、考える会から旧ＲＤ社の元従業員に聴き取った内容として、処分場内に大量のドラム缶や医療系廃棄物、汚泥、焼却灰等が埋め立てられたとの情報が県に寄せられた。

また、県が実施するケーシング調査にあわせ、合同対策委員会から平成 13 年（2001 年）２月１日付けで、埋設場所や証言者の発言テープ、弁護士立会のもと作成した調書を提出する旨の文書が提出されたが、県が証言内容を直接確認することが必要であるとしたことや、具体的な埋立箇所がはっきり特定されないことから、住民の複数回の要求にもかかわらず、結局ドラム缶の調査は実施されず、平成 17 年（2005 年）６月の改善命令の履行期限後に行われた。（合同対策委員会からの文書は巻末資料２(6)に掲載。）

旧処分場に起因する硫化水素の発生や地下水汚染等への不安は、旧処分場の周辺自治会の住民にとどまることなく、平成 13 年４月には栗東市在住の医師や大学教授が中心となり、旧処分場と周辺環境の実態を明らかにすることを求める要望書が 168 人の署名とともに知事および栗東市長に提出された。（要望書と県からの回答は巻末資料２(7)に掲載。）

【検証委員会の評価】

県は、RD 社に掘削を指導するためには、元従業員の証言内容を県が直接確認することが必要であるとし、その確認ができないうちは、ドラム缶の調査を RD 社に指導し、実施させることはできないとしていた。これは、当時は廃棄物処理法に基づく立入検査権限の行使として掘削調査を県自ら行うことができるという解釈が国から示されていなかったこともあって、ドラム缶の調査のための掘削の実施は RD 社に対する行政指導という形にならざるを得ず、そのためには県が直接ドラム缶の埋設情報を確認する必要があるという考え方であったと思われる。

しかし、ドラム缶は安定型品目である金属くずであるものの、RD 社に許可された品目ではなく、それを処分場に埋立てすることは廃棄物処理法違反の疑いが濃厚な行為であるとともに、環境省通知『行政処分の指針について』（平成 13 年 5 月 15 日付け環廃産 260 号）によると、産業廃棄物処理業の取消処分相当の行為と考えられる。また、ドラム缶の内容物によっては、生活環境保全上の支障が生じるおそれもあると考えられる。

平成 13 年 12 月に発動された改善命令の工事完了後の平成 17 年９月に県は RD 社に調査の実施を指導し、RD 社が掘削を行った結果、住民団体からの情報提供どおりの場所からドラム缶が発見されていることから、県は当時、産業廃棄物処理業の許可権者として、また、生活環境保全上の支障の発生を未然に防止するという観点からも、元従業員からの直接聴取にこだわらず、RD 社や許可関係書類から判明している役員および従業員に対する廃棄物処理法第 18 条に基づ

く報告の徴収や任意の照会等により、県としての情報の評価、確認を行うべきであったのではないか。

(7) 産業廃棄物処分業等の更新許可（平成 13 年（2001 年）９月７日）

旧ＲＤ社は、硫化水素ガス発生後、県の自粛要請に応じ平成 12 年（2000 年）1 月 25 日から処分場の所在する小野事業所での産業廃棄物処分業を自粛していたが、産業廃棄物収集運搬業および六地蔵事業所での産業廃棄物処分業（中間処理：破砕）については事業を行っていた。そのような状況の下、産業廃棄物収集運搬業および産業廃棄物処分業（中間処理）の許可の更新時期が到来したため、旧ＲＤ社は、自粛中の小野事業所における中間処理については許可の更新を断念し、産業廃棄物収集運搬業および六地蔵事業所での産業廃棄物処分業について、平成 13 年（2001 年）８月 27 日に産業廃棄物処理業許可事前指導願を湖南地域振興局に提出した。同振興局は同日付けで県庁廃棄物対策課に当該事前審査願を進達し、同課は同日付けでこれを収受した。

県は、産業廃棄物収集運搬業については、同年９月４日付けで産業廃棄物収集運搬業許可申請書を正式受付し、当該許可申請が廃棄物処理法第 14 条第３項各号に規定する許可の基準に適合しているものとして、同月７日付けで更新を許可した。一方、産業廃棄物処分業については、同年８月 31 日、旧ＲＤ社の立会のもとに、許可更新に伴う現地調査を実施し、その結果、申請内容と整合しているとして、同年９月４日付けで産業廃棄物処理業許可申請書を正式受付し、当該許可申請が廃棄物処理法第 14 条第６項各号に規定する許可の基準に適合しているものとして、同月７日付けで更新を許可した。

【検証委員会の評価】

廃棄物処理法第 14 条第３項第１号および第６項第１号は、産業廃棄物収集運搬業および産業廃棄物処分業の許可の基準として、「その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること」と規定し、この規定を受け、廃棄物処理法施行規則第 10 条および第 10 条の５は申請者の能力に係る基準として「産業廃棄物の収集又は運搬（処分）を的確に、かつ、経理的基礎を有すること」と規定している。

この経理的基礎の有無の判断については、必ずしも明確な基準があったわけではないと思われるが、旧厚生省通知『産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて』（平成 12 年９月 29 日付衛産第 79 号）においては、この経理的基礎について「事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すると判断されるためには、利益が計上できていること又は自己資本比率が３割を超えていることが望ましいものと考えられる。財政状態については、少なくとも債務超過の状態でないことが相当である」としており、また、環境省通知『行政処分の指針について 』（前掲）においては、産業廃棄物処理業の許可の取消要件の中で「債務超過に陥っている法人等については、経理的基礎を有しないものと判断して差し支えないこと」としている。

本件許可申請においては、添付書類として RD 社の平成 10 年度から平成 12 年度（９月決算）の３年分の決算書類が添付されているが、直前期である平成 12 年９月期においては約２億円の債務超過となっていた。したがって前記各通知に照らし、経理的基礎を有しないものと判断することも可能であったと思われるが、現存する許可関係書類には経理的基礎の有無についてど

のように検討し、判断をしたのかについての記載はない。許可に当たっては、硫化水素ガス発生後の状況や、その後の改善命令の発動までも視野に入れ、原因者である RD 社に費用負担をさせるという観点もあったものと思われるが、許可をするという判断を行うのであれば、少なくとも旧厚生省通知にあるように、金融機関等からの融資の状況を証明する書類や中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させるなど、経理的基礎を有するという確認を慎重に行うべきであり、その点について本件許可申請の審査は不適切であった。

(8) 事業の全部停止命令（平成 13 年（2001 年）９月 25 日）

旧ＲＤ社が処分場隣接地に兵庫県尼崎市の事業場から受託した放射性廃棄物の埋立処分を行ったという情報があり、当該事業所からの事情聴取結果に基づき、平成 12 年６月 22 日、旧ＲＤ社に掘削を行わせたところ、許可区域外に産業廃棄物(チタン酸カリウムの焼成に際して使用された廃トレー)が発見された。調査の結果、当該廃棄物は、平成５年（1993 年）11 月から平成７年（1995 年）５月までに 11 回にわたり約 100ｔの埋立処分を行ったことが判明したため、平成 12 年（2000 年）９月 13 日、県は埋立廃棄物を撤去のうえ適正処理するよう文書指導し、旧ＲＤ社は同年 10 月 13 日に撤去作業に着手した。

放射線量測定の結果は問題なかったが、当該行為に対して、処分場の規模変更届出義務に違反したとして、県は、平成 13 年（2001 年）９月 25 日に、廃棄物処理法に基づく事業の全部停止（30 日間：同年 10 月 25 日から 11 月 23 日まで）を命じた。

なお、県は併せて、同日、小野事業所において、許可期限を残す特別管理産業廃棄物処分業（平成 15 年（2003 年）６月 27 日まで有効）について、社会的に混乱を生ずるおそれがあるため、廃止届を提出するよう文書指導を行った。また、県の指導により、平成 12 年（2000 年）１月から、旧ＲＤ社は当面硫化水素ガスの濃度が低下するまで周辺住民への不安を少なくするため、産業廃棄物処分業（中間処理業）の自粛を実施していた。

【検証委員会の評価】

県は、平成 13 年９月 25 日付けで、処分場の規模を隣接地まで変更したにもかかわらず、変更届をしなかったことにより、処分場の規模変更届出義務に違反したとして、廃棄物処理法第 14 条の３第１項および第 14 条の６に基づく事業の全部停止命令を発動したが、この処分については、『行政処分の指針について』（前掲）の第２第３項(3)「処分内容の決定」に基づきなされており、適正であった。

併せて、平成 12 年１月以降、RD 社により特別管理産業廃棄物処分業も含め、産業廃棄物処分業許可の自粛がなされてきたが、平成 15 年６月 27 日まで有効の特別管理産業廃棄物処分業の許可の廃止届の提出を求める文書指導が同年９月 25 日になされているが、遅くとも産業廃棄物処分業（中間処理）の許可の更新時期の９月７日の際には行われる必要があったのではないか。

３　４項目の改善命令から旧ＲＤ社の破産まで（平成 13 年（2001 年）12 月 26 日～平成 18 年（2006 年）６月８日）

(1) ４項目の改善命令（平成 13 年（2001 年）12 月 26 日）

県は、平成 13 年（2001 年）12 月 26 日、処分場内から発生した硫化水素ガスに対する抜本的な対策が講じられていないことや同年１月に実施した周縁地下水、浸透水調査結果により、水質が維

持管理基準に適合していないこと、また平成 10 年度（1998 年度）に判明した第２処分場内の深掘りによる地下水汚染の可能性が高いことなどから、４項目の改善を命じた。

改善命令の内容および理由

１　命令の内容

（1） 周縁地下水汚染防止のための措置として、平成 10 年に施設設置計画上の深さを超えて掘削が行われた地点において、当該地点の必要な範囲について、掘削により廃棄物を移動したうえで、浸透水の流出防止対策を実施すること。

（2）生活環境の保全上必要な措置として水処理施設を設置し、処分場内の汚濁水および浸透水の水処理を行うこと。

（3）住宅が近接する北尾地区側法面の法すそを 20m 以上後退させるなど、処分場外への悪臭の発散防止のための対策を実施すること。

（4）上記の対策を実施するに先立って、あらかじめ沈砂池を設置し、汚濁水の処理を行うこと。

２　命令理由

（1）処分場浸透水の水質（鉛および化学的酸素要求量）が維持管理の技術上の基準に適合していないにもかかわらず、生活環境の保全上必要な措置が講じられていない。

（2） 平成 10 年に施設設置計画上の深さを超えて掘削が行われた地点において、処分場浸透水が地下水に漏出している可能性が大きく、周縁地下水の水質悪化のおそれが極めて高いにもかかわらず、生活環境の保全上必要な措置が講じられていない。

（3）処分場外へ硫化水素等の悪臭が発散するおそれがあるにもかかわらず、防止のために必要な措置が講じられていない。

この命令に対して、旧ＲＤ社は、平成 14 年（2002 年）２月 23 日、環境省に対し、改善命令(1)を実施することは、浸透水質を悪化させるおそれが大きいこと等から現実的とは言えないとして、原処分の変更を求める審査請求の申立てを行ったが、平成 16 年（2004 年）１月 29 日付けで棄却されている。

同年６月 28 日に、旧ＲＤ社から(2)水処理施設の設置および(4)沈砂池設置に関して、改善命令の履行期限延長願いが出され、県は同年６月 30 日付けで同年 11 月 30 日までの期限の変更承認を認めた。これらの工事は同年８月６日に着工され、11 月に本体工事が完了した。

(3)法面の後退工事については、平成 15 年（2003 年）11 月５日に事前調査を実施し、同年 12 月４日に着工し、翌年３月 10 日に完了した。この工事の実施にあたっては、平成 16 年（2004 年）２月 22 日に知事が現場視察を行ったほか、北尾団地、上向、小野、栗東ニューハイツ各自治会および合同対策委員会との懇談を行った。懇談の中では、住民から廃棄物の現在の高さ等から考えると処分場の許可容量を超えている可能性があるとの指摘があったが、知事は許可範囲内で埋立を行っているはずであり、まずは安全対策が重要であると回答している（県が平成 19 年（2007 年）に実施したボーリング調査では、埋め立てられた廃棄物が許可容量の約 1.8 倍あることが明らかになっている。62 ページ）。

平成 17 年（2005 年）３月 31 日、旧ＲＤ社から(1)深掘是正工事に関して改善命令の履行期限延長願いが出され、県は同日付けで同年６月 30 日までの期限の変更承認を認めた。(1)の工事については、平成 16 年 11 月 25 日に着手され、薬液注入工事が翌年３月８日から開始され、同年４月 27 日に終了し、その後５月６日に埋戻工事が開始され、６月 30 日に完了した。

旧ＲＤ社による改善命令の履行に際して、平成15年９月12日に合同対策委員会からドラム缶等が埋められているか調査すること等の要望があったほか、栗東ニューハイツ自治会地域環境を守る特別委員会（以下「地域環境を守る特別委員会」という。）から周辺住民の安全確保や処分場の徹底的な調査をすること等の要望があった。（要望書と県からの回答は巻末資料２(8)および(9)に掲載。）

【工事の内容等】

1　浸透水の流出防止対策工事（平成16年９月24日に旧ＲＤ社から提出された改善計画に基づく）

(1) 工事内容

・施設設置計画上の深さを超えて掘削が行われた箇所の浸透水流出を防止する工事を行う。

・切土した部分および盛土した部分については、法面整形を行ったうえで覆土する。

・前回是正工事を行った部分まで掘削し、上面に遮水工にて浸透水流出を防止する。

(2) 施工方法

ア　仮設土工

重機・工事車両等の進入路、ストックヤードの設置をバックホウ0.7㎥級、ダンプトラック10tを使用し掘削、積込み、押し土、敷均し作業を行い施工する。

イ　切土

(ｲ) 完了後、改善箇所の上部よりバックホウ0.7㎥級で掘削し積込みダンプトラック10tで盛土箇所に運搬を行いバックホウ0.7㎥級にて盛土作業を行う。（上部より下部に下がっていく。）

ウ　埋戻し

バックホウ0.7㎥級でダンプトラック10tに積込み運搬、押し土した廃棄物を下部よりバックホウ0.7㎥級・31Pブルドーザーで、盛土、転圧、整形作業を行い上部まで仕上げる。（下部より上部に上がっていく。）

エ　覆土

ダンプトラック10tで運搬およびストックした表土を丁張等に従い、下部よりバックホウ0.7㎥級にて盛土し充分に転圧を行い、法面整形作業を行い株まで仕上げる。なお、バックホウ0.7㎥級に法面仕上げバケットを取り付け、転圧しながら法面を仕上げる。

オ　遮水工

保護材：粘土等の土質（透水係数10^{-6}m/s以下）を使用する。

遮水材：遮水シート（塩ビシート、厚み1.5mm以上）を使用する。

計画深さまでバックホウ0.7㎥級により掘削、床付け作業を行い地山部分はゴミなどを削り保護材が密着するように仕上げ、保護材を数回に分け敷均しおよび転圧を行い、品質上問題が出ないように締め固めて、50cm以上に仕上げる。また、強度が得られないと思われる場合には、地盤改良を行い強度確保に努力する。敷均し上面に遮水シートを敷き、遮水シートの防護のために保護材を50cm以上敷き均し作業を仕上げる。

保護材は空隙などがないように施工する。

カ　仮設工

仮設水路を設置し周辺地域に汚濁水が流れないように設置する。掘削箇所の湧水および流入水は、水中ポンプにて沈砂池に流し込む。

キ　その他

覆土等はセットバック工事同様に行い、最終仕上げで種子の吹き付けを行う。

2　沈砂池および水処理施設の設置（平成 14 年１月 31 日に旧ＲＤ社から提出された改善計画に基づく）

(1) 工事内容

ア　沈砂池

・汚濁対策として既存沈砂池に加え、新たな沈砂池を設ける。

・新設沈砂池は、将来的に既存沈砂池の容量に相当する規模の拡大を行い、統合する予定。

イ　水処理施設

・生活環境保全上必要な水質を確保するため水処理施設を設け、処分場に関係する浸透水、地下水、廃棄物と直接接触する汚濁水を処理する。

(2) 水処理の計画

ア　沈砂池

処分場に沈砂池を設け、工事に伴って流出する土砂等を貯留する土砂等を貯留および調整する能力を持たせるものとする。沈砂池の容量については、年間土砂流出量を 1 ha あたり 300 ㎥とし、想定工事区域 2.5ha 分の土砂流出量 750 ㎥を貯留できるよう、余裕を見て 800 ㎥とする。

さらに、平地や窪み部に堰や土嚢を設け沈砂池内に土砂や表面流出水が流入しないよう施工する。表面流出水は堤内貯留し、浸透水として処理する。

イ　水処理施設

(ｱ) 計画水量

浸透水量および汚濁水量　83.7 ㎥/日

地下水量　21.3 ㎥/日

(ｲ) 水質計画

改善命令に示された水質項目について、以下のように計画する。

水質項目	原水	計画処理水	安定処分場維持管理基準
ＣＯＤ	70	40 以下	40
鉛（Ｐｂ）	0.012	0.01 以下	0.01
ダイオキシン類	3.8	1 以下	1 （県指定値）

単位：mg/l　ダイオキシン類は pg-TEQ/l

ダイオキシン類は管理基準に定めがないため、県の指定値を採用

3　北尾側法面の後退工事（平成 16 年９月 24 日に旧ＲＤ社から提出された改善計画に基づく）

(1) 工事内容

・処分場の北尾団地側法面を 20m 後退させる。

・北尾団地北川法面角地については、一段低くし風のとおりがよくなるようにする。

・20m 後退する際に生じた平地については、道路面より 50cm 以上掘削し土砂を入れる。

・20m 後退する際に発生する廃棄物約 24,000 ㎥を敷地内に移動する。

(2) 悪臭対策

ア　工事期間中の対策

吸着剤等を使用する。硫化水素については、ガス吸引処理等により対処する。

イ　工事完了後の対策

北尾団地側の後退後の法面は、50cm の覆土をしたうえで植栽を行う。また、20m 後退により生じた平地についても植栽を行う。

(3) 濁水対策

できる限り降雨の少ない時期に工事を行う。降雨により濁水が発生した場合は、沈砂池と水処理施設の計画に基づき処理を行う。

(4) その他の対策

ア　工事中の安全衛生上の対策として、周囲に万能塀を設置する。

イ　硫化水素が検知された排水管は撤去する。

この工事の実施時は県が処分場の周囲で硫化水素の濃度を測定するとともに風向、臭いの有無等を確認のうえ、隣接自治会の会長に結果を提示した。(硫化水素の測定は、第４章に記載の対策工事終了後においても実施している。)

別添記録票２

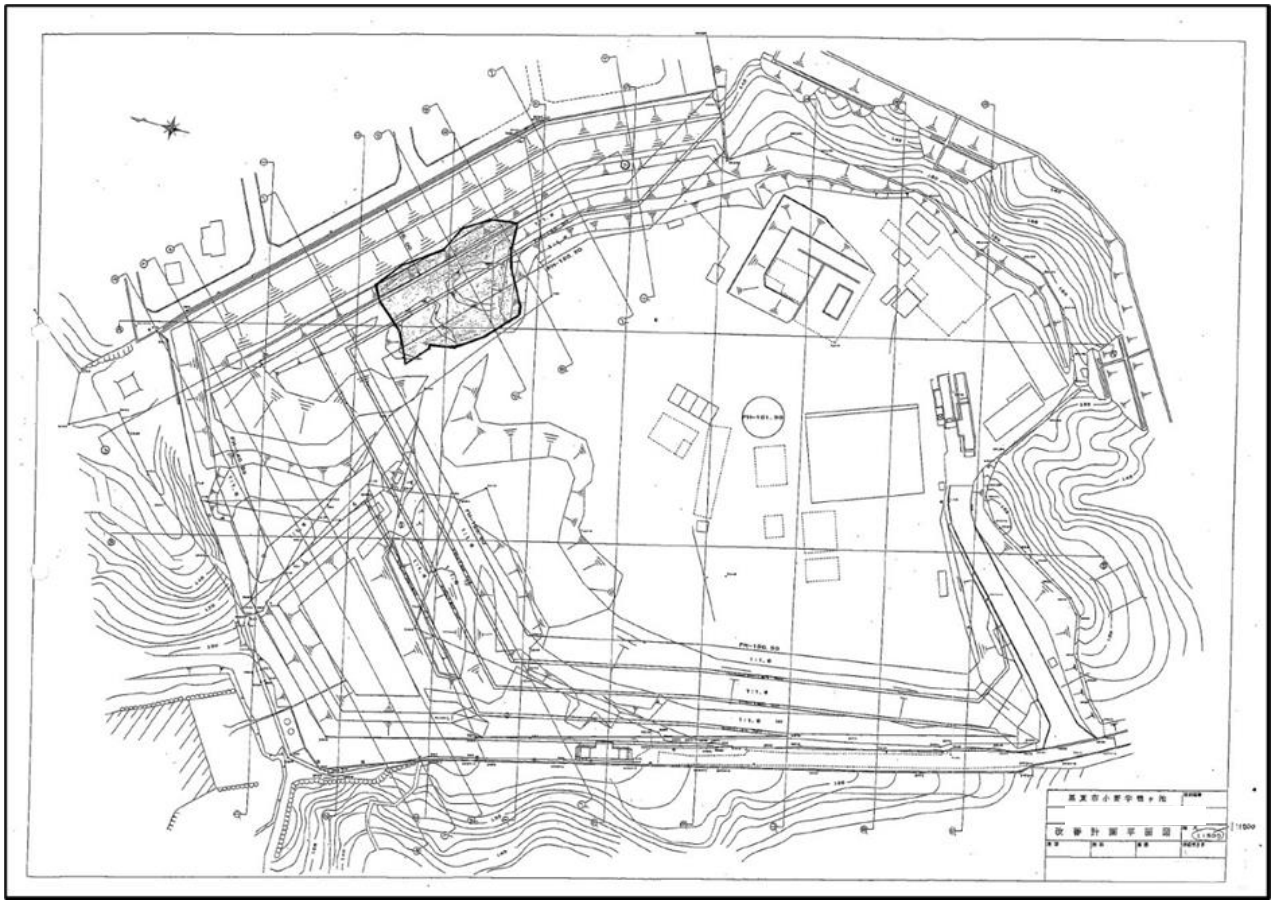
処分場周辺における監視結果記録票

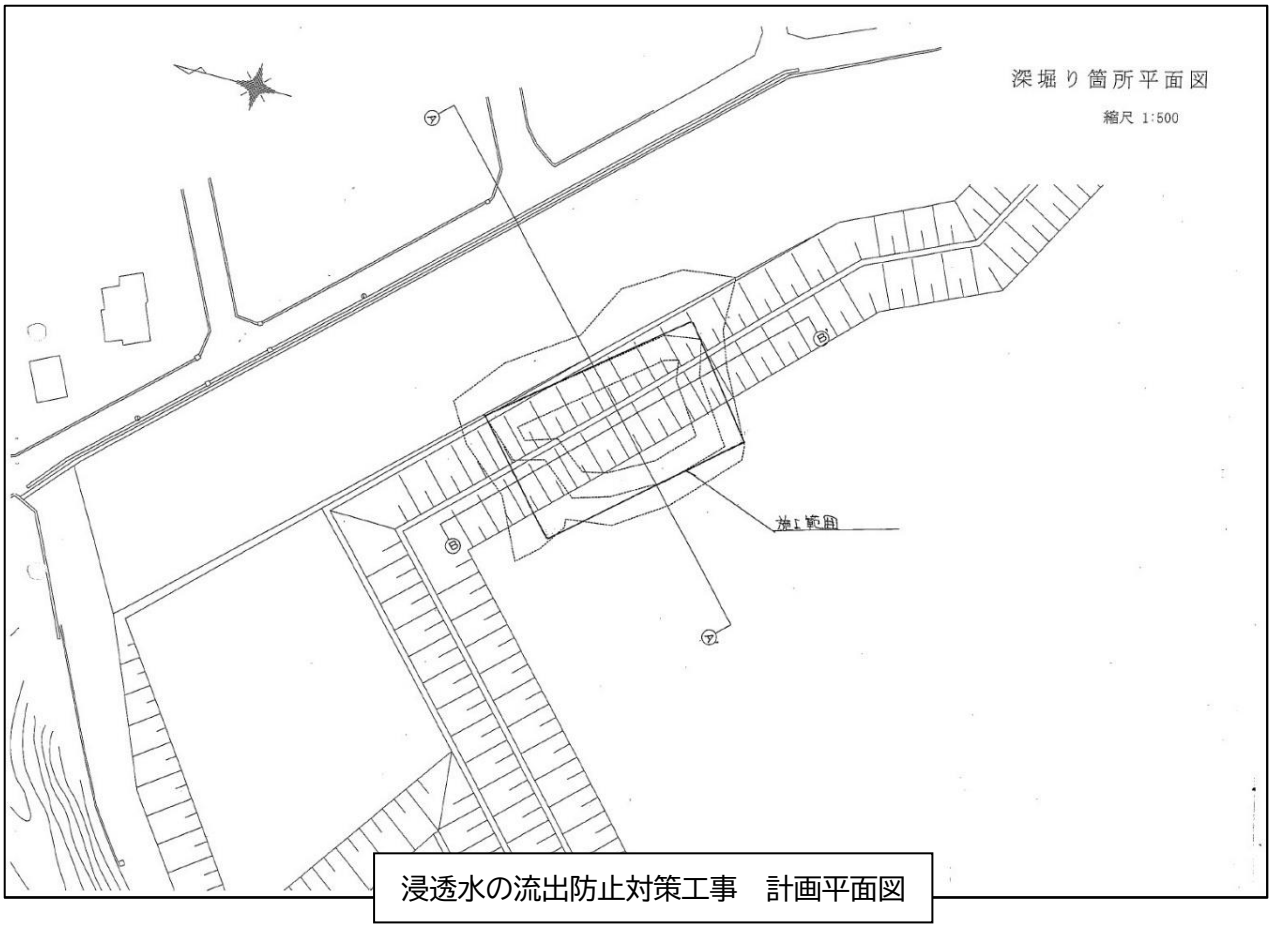
（年月日）　平成 15年 12月 26日（金）

（作業・休業の別）　作業日／休業日

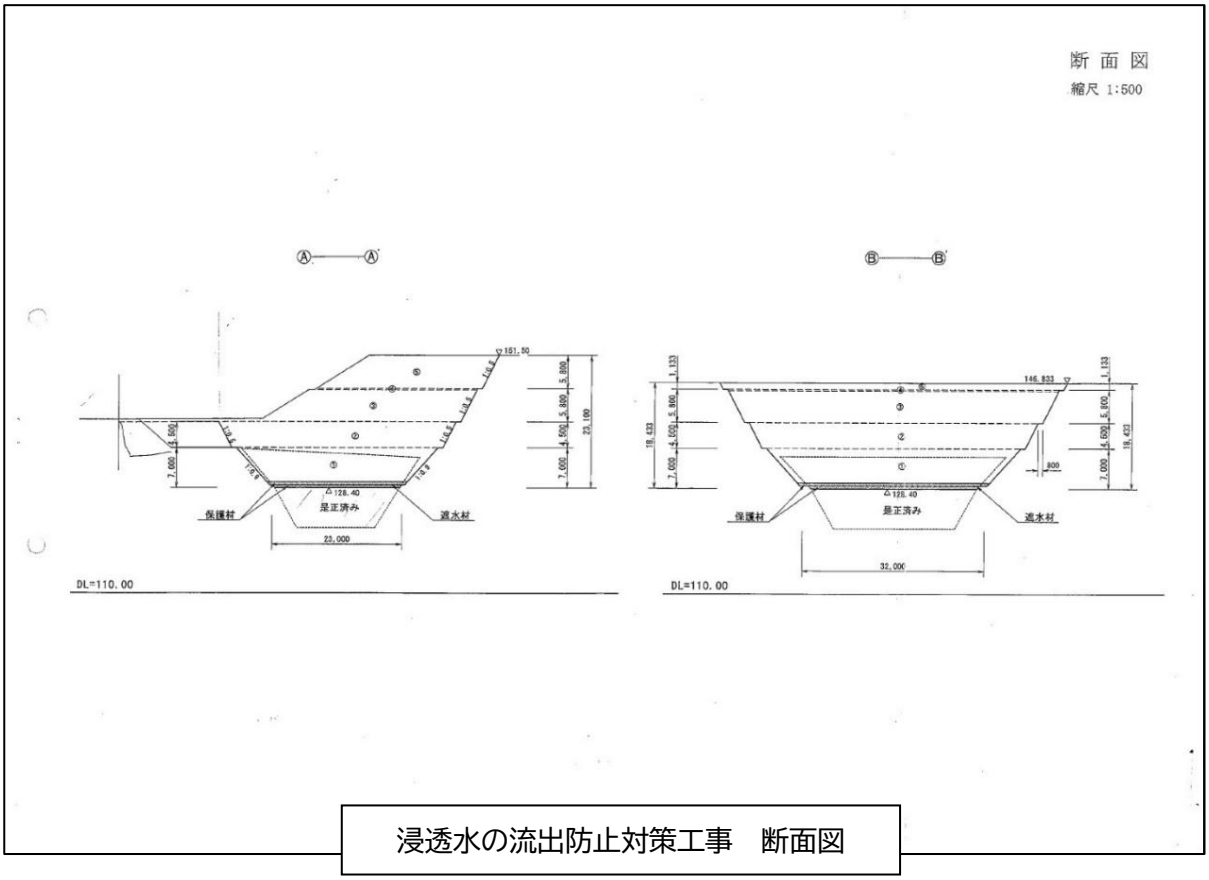
作業状況			作業開始前 作業実施中 作業中止中 作業終了後	作業開始前 作業実施中 作業中止中 作業終了後	作業開始前 作業実施中 作業中止中 作業終了後	作業開始前 作業実施中 作業中止中 作業終了後
（場所名）集会所	測定時刻		7:49	10:27	15:17	17:00
	ガス濃度	位置（1.5m）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
		位置（　）	0 ppm	0 ppm	ppm	ppm
	風向・風の強さ		弱・無	西 弱・無	北 弱・無	北 弱・無
	臭い		無	ゴミ臭有 無	無	無
（場所名）1	測定時刻		7:48	10:25	15:16	16:58
	ガス濃度	位置（1.5m）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
		位置（地表）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
	風向・風の強さ		南 弱・無	北西 弱・無	北 弱・無	北 弱・無
	臭い		無	無	無	無
（場所名）2	測定時刻		7:48	10:25	15:16	16:58
	ガス濃度	位置（側溝中）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
		位置（　）	ppm	ppm	ppm	ppm
	風向・風の強さ		南 弱・無	北西 弱・無	北 弱・無	北 弱・無
	臭い		無	無	無	無
（場所名）3	測定時刻		7:~~50~~49	10:26	15:17	16:59
	ガス濃度	位置（側溝中）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
		位置（　）	0 ppm	ppm	ppm	ppm
	風向・風の強さ		弱・無	北西 弱・無	北 弱・無	北 弱・無
	臭い		無	無	無	無
（場所名）A	測定時刻		7:47	10:24	15:14	16:57
	ガス濃度	位置（1.5m）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
		位置（側溝中）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
	風向・風の強さ		弱・無	弱・無	北 弱・無	北 弱・無
	臭い		無	無	無	無
（場所名）B	測定時刻		7:43	10:19	15:10	16:53
	ガス濃度	位置（1.5m）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
		位置（側溝中）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
	風向・風の強さ		弱・無	南 弱・無	弱・無	北 弱・無
	臭い		無	無	無	無
（場所名）C	測定時刻		7:42	10:18	15:09	16:52
	ガス濃度	位置（1.5m）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
		位置（側溝中）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
	風向・風の強さ		弱・無	南西 弱・無	弱・無	北 弱・無
	臭い		無	無	無	無

当時使用していた監視結果記録票

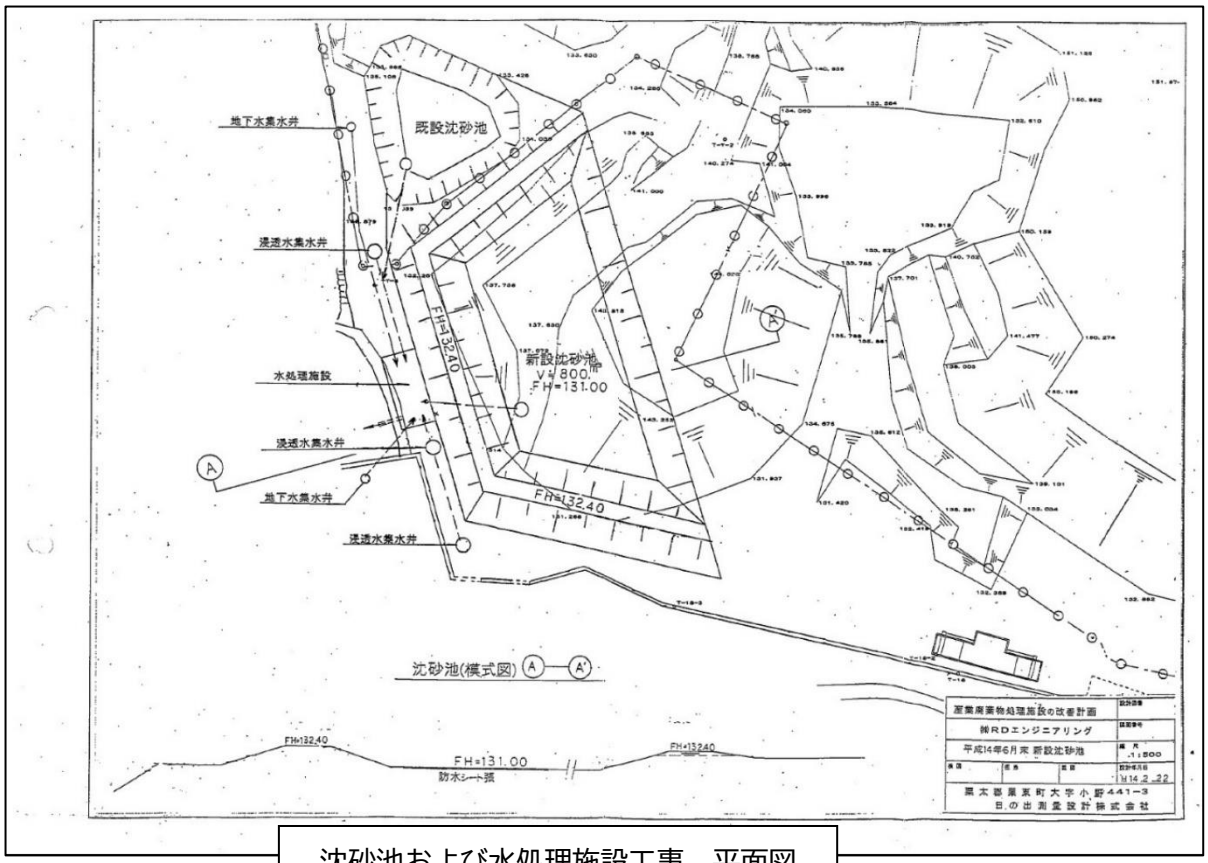




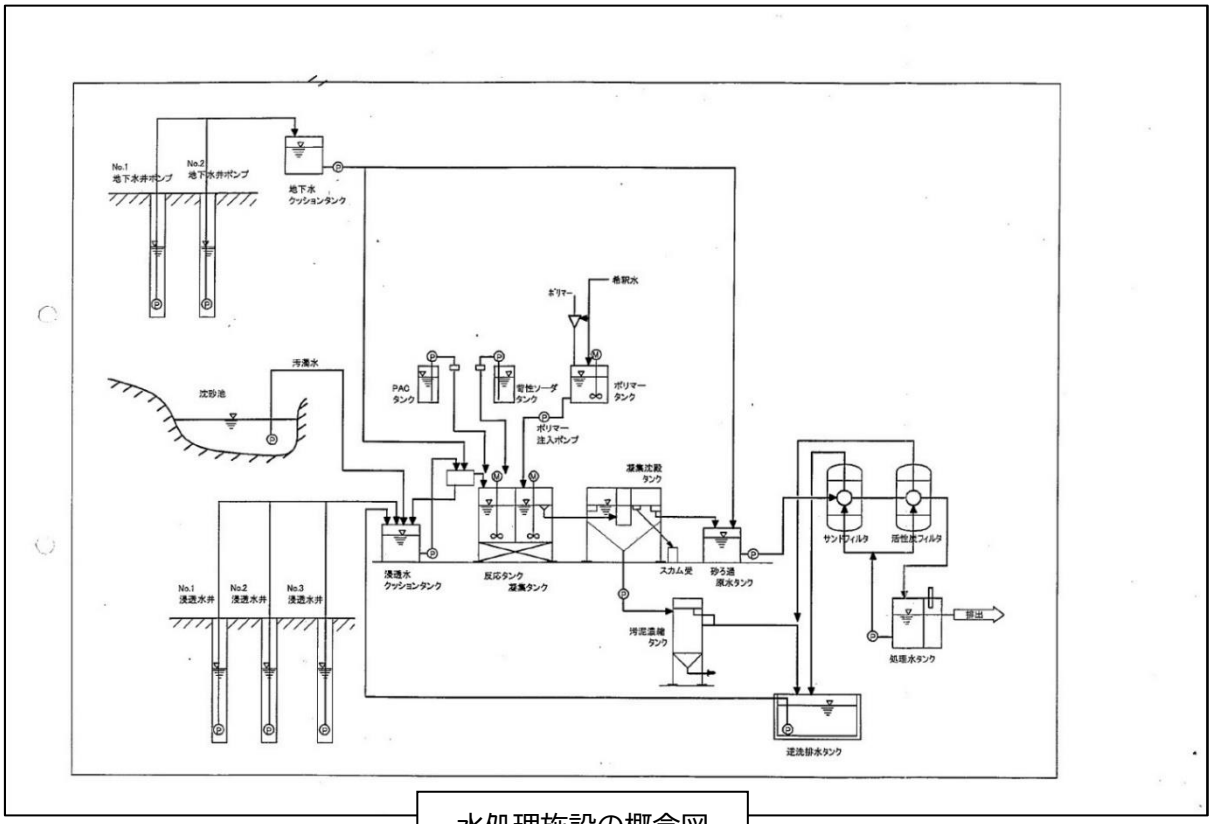
浸透水の流出防止対策工事　計画平面図



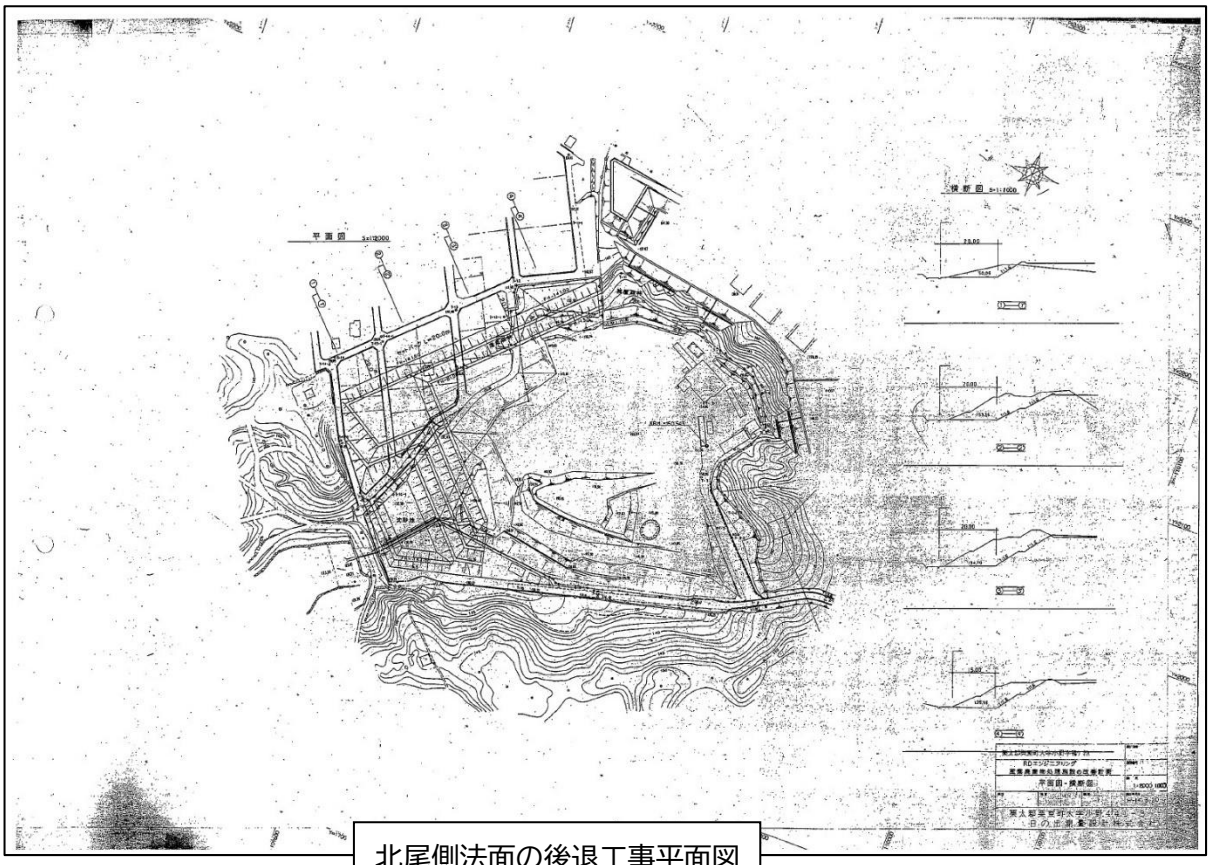
浸透水の流出防止対策工事　断面図



沈砂池および水処理施設工事　平面図



水処理施設の概念図



北尾側法面の後退工事平面図







知事の後退工事視察および自治会との懇談

平成 16(2004 年)年 11 月から平成 17（2005 年）年６月にかけて旧ＲＤ社が実施した深掘是正工事において、県は掘削した廃棄物土を対象に有害物質等の確認を実施した。分析は溶出量試験に加え、周辺住民の要望により含有量試験も実施した。その結果、溶出量はいずれも土壌環境基準を下回り、含有量は一部で鉛が 160～210mg/kg を示し、参考基準である土壌含有量基準（150mg/kg）を超過した。

土壌汚染対策法の規定では、含有量基準を超過した土壌は直接摂取の経路を遮断することが求められること、溶出量の観点からは土壌環境基準に適合しており特に対策を要すると認められるものではないことから、県は鉛の含有量基準を超過した廃棄物土の対策として、直接摂取することがないよう覆土による経路遮断手法で問題ないと判断した。加えて、住民の不安をより無くすとともに地下水への影響を極力防止するため、この廃棄物土に雨水等が接触することがないよう粘性土で囲うような形で埋め戻すことを求め、旧ＲＤ社は県の指導を踏まえ、法面天端付近にこの廃棄物土を埋め戻した。また、深掘是正にかかる埋戻工事については、地域環境を守る特別委員会が平成 17 年３月 23 日に県監査委員事務局に住民監査請求を提出するとともに、同年５月９日に「処分場から掘り出した廃棄物を現行法施行令に定める基準に違反すると知りながら同処分場に埋め戻させた」として知事を刑事告発したが、平成 19 年（2007 年）４月 18 日付けで不起訴となっている。

なお、このときに旧ＲＤ社が設置した水処理施設は、処理後の水の放流先について地元住民の同意が得られなかったことから、稼働することはなかった。

【検証委員会の評価】

平成 13 年 12 月の改善命令は、処分場外への硫化水素等の悪臭が発散の防止のための必要な

措置が講じられておらず、浸透水の水質が維持管理の技術上の基準に適合せず、さらに、深掘箇所からの浸透水が地下水に漏出している可能性が大きく周縁地下水の水質悪化のおそれが極めて高いにもかかわらず、生活環境の保全上必要な措置が講じられていないために支障があるとするものであるが、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた事実は確認されていないことから、県が改善命令を発したのは、不適切ではなかった。

しかしながら、RD 社に命じた水処理施設が完成し、その試運転が平成 15 年２月に行われたものの、処理水の放流先をめぐって RD 社と関係自治会との調整が難航し、処分場内の汚濁水および浸透水の改善のため水処理が必要なのに、現実的に水処理施設の本格稼働が行われない状況が続いた。この点については、改善命令の履行責任は一義的に RD 社にあるものの、その実効性の確保や命令の発動が県と地元との協議を踏まえて行われている点からして、県としても、栗東市の協力を得るなどして、地元に対し理解と協力を得るための説明の努力が必要であったのではないか。

なお、履行期限の延長については、平成 14 年に住民団体や栗東市からそれぞれ県への迅速な解決の要請があったり、県自らも知事をはじめ早期の問題解決を目指していたが、地元住民との調整に日時を要したことや、また工事範囲の拡大や追加工事の発生等の事情により、RD 社から改善命令の履行期限の延長願いが出され、県がそれを承認したのはやむを得ないと考えられる。

さらに、深堀穴改善工事の埋戻しについて、住民団体は、セメントを注入したうえ、掘り出した石膏ボード等をそのまま埋め戻したのは違法と主張したが、その後、知事告発では不起訴処分に終わっており、不適正とはいえない。

(2) 高アルカリ物質の流出等に対する対応（平成 14 年（2002 年）６月～12 月）

周辺住民から寄せられた処分場から高アルカリの排水が流されているとの情報により、平成 14 年(2002 年) ５月 24 日に処分場内の６か所から採水し、分析した結果、1 か所の排水管から pH11.4 の高アルカリの排水が確認された。このため、県は、同年６月 18 日、水処理施設設置工事施工計画や高アルカリ原因調査案について住民への事前説明を行うとともに、旧ＲＤ社に対し、原因の特定と原因物の除去を目的とした調査を行うように指導した。調査は８月６日から 10 月 31 日まで行われ、セメント系廃棄物が高アルカリの原因物質と考えられ、約 1,650 ㎥を撤去させることとした。

また、県は、同年 11 月 26 日、住民団体に高アルカリ調査結果等の説明を行った。住民団体からは 12 月 27 日に、高アルカリ排水原因調査についての今後の県の対応等についての要望書が提出された。

【検証委員会の評価】

県は、平成 14 年８月６日から、RD 社に高アルカリ排水原因の調査および改善命令の沈砂池工事に合わせた原因物の撤去を実施させた。実施にあたっては、事前に原因調査案の説明を行うとともに、撤去後は、その結果を住民団体に説明していることから、一連の高アルカリ排水に対する対応は、概ね妥当であった。しかしながら、原因物の除去後の是正効果については、平成 15 年度から処分場周縁地下水等モニタリング調査を実施して確認しているが、pH 値は全体的に見ると下降傾向にあるものの、依然として比較的高い 9.0 を超える数値を示している。

県は、平成 14 年 12 月 27 日付けの住民団体からの「RD 産廃処分場における強アルカリ排水原因調査についての要望書」に対して、「今後、徐々に pH 値は低下していくものと考えている。浸透水の pH 値が低下するまでの間、周辺環境に与える影響を極力排除するために、水処理施設によって適切に処理を行わせていく」と回答しているが、水処理施設が本格稼働していない状況

にあっては、住民の理解は得られないこととなり、それにかわる対策が必要かどうかを含め、対応を検討をする必要があった。

【コラム】高アルカリ排水原因調査時に採取された黒色物質について

高アルカリ排水の確認後、県は旧ＲＤ社に原因の特定と原因物の除去を目的とした調査を行うように指導した。調査においては、高アルカリ排水が確認された排水管を起点として放射状にトレンチ（溝）を掘ったほか、計 13 か所でつぼ掘りを行った。

この後、平成 29 年（2017 年）に開催された旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会（詳細は 83 ページ。）において、高アルカリ排水が確認された付近地点（以下「Ｂ工区」という。）で県が実施している工事の状況について説明している際、住民から平成 14 年（2002 年）10 月 28 日につぼ掘り箇所で黒いドロッとしたものが出てきたという発言があり、同日に住民が撮影した写真が提供された。（同協議会において、10 月 28 日に撮影された黒色物質は油のような照りがあったこと、旧ＲＤ社代表取締役から旧処分場外への持ち出しを拒否されたこと、県に同物質の調査を依頼したが県は調査しなかったことが住民から主張されている。）

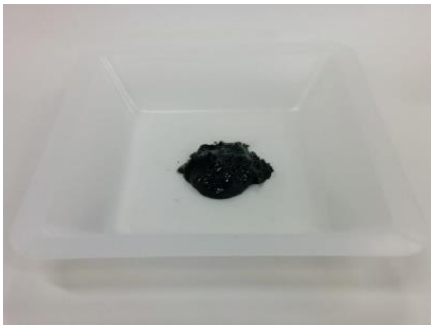
県が実施していた対策工事においても浸透水が湧き出している個所で黒いものが確認されていたこともあり、県が平成 29 年６月 13 日にＢ工区で採取した黒色物質の分析をしたところ、鉄分が多い浸透水に処理場内で発生した硫化水素が反応して硫化鉄が生成し、黒色化したものと推定されるとの見解を示した。

平成 14 年 10 月 28 日撮影



（採取資料なし）

平成 29 年６月 13 日頃採取



項目	単位	分析値
灰分率	wt%	93.1
Si（ケイ素）	wt%	39.701
Fe（鉄）	wt%	33.259
Ca（カルシウム	wt%	10.889
K（カリウム）	wt%	7.192
S（硫黄）	wt%	3.582
Ti（チタン）	wt%	2.566
Ba（バリウム）	wt%	1.115

(3) 旧ＲＤ社への措置命令（平成 18 年（2006 年）４月 12 日）

旧ＲＤ社の元従業員からドラム缶埋設証言が住民団体等になされ、住民不安が広がっていたことから、県は、平成 13 年度（2001 年度）の改善命令を履行した旧ＲＤ社に対し、西市道側付近でドラム缶調査を行うよう指導した。その結果、平成 17 年（2005 年）９月 30 日、圧縮または破損したドラム缶５個が発見されたため、同年 12 月 16 日～22 日、範囲を拡大して旧ＲＤ社に追加掘削調査を実施させたところ、さらに破損し潰れたドラム缶 100 個、一斗缶 69 個、油状内容物の入ったポリタンク１個等を掘り出した。



平成 17 年(2005 年)12 月 16 日～22 日　掘削調査

これに対し、合同対策委員会からは旧処分場の全容解明と無害化を行うこと、早急にドラム缶を除去することを求める要求があった。（要望書と県からの回答は巻末資料２(10)に掲載。）

【コラム】ドラム缶の埋立てに係る元社員の証言

考える会が発行した証言集においては、ドラム缶を埋め立てた旧ＲＤ社元社員への聞き取り調査を実施しており、その記述内容を引用して紹介する。

道路（町道）の右っ側、この辺まで埋めてあるわ。道路より下になっているな。10 年近く前、おれがここへもっていったのは 200～300 本あるわ。大阪の港なんかからもってきた廃油や、これが流れ出したら大変やで。ドラム缶に入れたまま。缶が腐ってきたらもういつ出てくるかわからない。つぶれて穴の開いたやつもようけある。（中略）

しみ出たやつもあった。中は油が多かった。白いものもあった。塗料ではなかった。臭いはなにもかも混じったようなものすごい臭いだった。シンナーのような臭いもする。シンナーが入っていたかどうかはわからない。これが漏れたら大変なことになる。ドラム缶の内側は油で守られているかもしれない。つぶれた汁が、どこへいっているのかそれは分からん。

【このコラムの内容は参考文献⑪による。】

このため、県は、平成 18 年（2006 年）２月 20 日に、違法埋立ての時期や状況を確認するために、旧ＲＤ社に廃棄物処理法第 18 条に基づく報告徴収を求め、同年３月６日に文書回答を得た。

県は、ドラム缶等の違法埋立てが見つかったことに対し、同年４月 12 日、旧ＲＤ社に①見つかっ

たドラム缶、一斗缶、ポリタンクおよび木くずの除去および適正処理を６月 30 日(一部９月 30 日)までに行うこと、②当該ドラム缶等により汚染された土壌および廃棄物等に対し、生活環境の保全上の支障等が生じないよう９月 30 日までに対策を講じること、を求めた措置命令を発令した。

措置命令の内容および理由

1　措置対象の場所

滋賀県栗東市小野７番地２の一部、８番地１の一部

2　措置事項

(1) 上記措置対象地において埋め立てられた安定型最終処分場では埋立処分できない産業廃棄物が入ったドラム缶、一斗缶、ポリタンクおよび木くずを除去し、適正に処理すること。

(2) 当該ドラム缶等の違法な埋立処分により汚染された土および廃棄物等を除去し、適正に処理する等、生活環境の保全上支障を生じないよう対策を講じること。

3　命令を行う理由

(1) 1 に記載する場所において、安定型最終処分場では埋立処分できない産業廃棄物が入ったドラム缶等および木くずを埋立処分した行為は、法第 14 条第 12 項に違反しており、また、当該産業廃棄物の漏出等により、周辺の土および廃棄物等において、油類による汚染や土壌環境基準値を超えているダイオキシン類が認められ、生活環境の保全上支障が生じ、または生じるおそれがある。

(2) この行為は、株式会社アール・ディエンジニアリングにより行われたものと思料され、同社および同社代表取締役である佐野正に対して上記措置を求めたところだが、あなたは在職当時埋立の責任者であり、また同社の取締役にも就任しており、職務を行うにあたり悪意又は重過失がありそのために不適正処分を招いたものと認められるものであって、法第 19 条の５第１項第１号の「当該処分を行った者」に該当するものである。

しかし、この措置命令は履行されないまま、同年６月８日、京都地方裁判所で旧ＲＤ社の破産手続の開始が決定された。県は原因者による是正が見込めない状態となったことを受けて、問題の解決に向けた取組を進めるため、平成 18 年７月 12 日に最終処分場特別対策室（以下「対策室」という。）を設置した。

【検証委員会の評価】

RD 社が安定型最終処分場で本来埋立処分できない産業廃棄物のドラム缶および木くずを埋設処分した行為は、廃棄物処理法第 14 条第 12 項に違反しており、また、当該産業廃棄物の漏出等により、周辺土壌や廃棄物等からは油汚染や土壌環境基準値を超えたダイオキシン類等が認められ、県が周辺住民に生活環境保全上の支障が生じないように、RD 社および代表者佐野正あてに出した、同法第 19 条の５に基づく措置命令は、不適切ではなかった。